

令和6年第1回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和6年3月6日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町手数料条例の一部を改正する条例）	1
議案第 1 号	令和 5 年度四万十町一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 2 号	令和 5 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 3 号	令和 5 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 4 号	令和 5 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 5 号	令和 5 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 6 号	令和 5 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 7 号	令和 5 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 8 号	令和 5 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 9 号	令和 5 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 0 号	令和 5 年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 号	令和 5 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 2 号	令和 5 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 3 号	小学校教師用指導書の売買契約の締結について	11
議案第 1 4 号	第 3 次四万十町男女共同参画計画の策定について	13
議案第 1 5 号	四万十町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の策定について	16
議案第 1 6 号	四万十町第 4 期障害者計画、第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の策定について	21
議案第 1 7 号	下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例について	25
議案第 1 8 号	四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	52
議案第 1 9 号	四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	54
議案第 2 0 号	四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について	61
議案第 2 1 号	四万十町手数料条例の一部を改正する条例について	65
議案第 2 2 号	四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	68
議案第 2 3 号	四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について	79
議案第 2 4 号	四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	89

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 2 5 号	四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について	133
議案第 2 6 号	四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について	148
議案第 2 7 号	四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例について	149
議案第 2 8 号	四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について	151
議案第 2 9 号	四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について	153
議案第 3 0 号	四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例について	158
議案第 3 1 号	四万十町志和漁港条例の一部を改正する条例について	159
議案第 3 2 号	四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について	160
議案第 3 3 号	四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例について	162
議案第 3 4 号	四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について	163
議案第 3 5 号	四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	166
議案第 3 6 号	四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	170
議案第 3 7 号	四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	192
議案第 3 8 号	四万十町ケーブルネットワーク施設に係る指定管理者の指定について	194
議案第 3 9 号	四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について	197
議案第 4 0 号	令和 6 年度四万十町一般会計予算	別冊
議案第 4 1 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第 4 2 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算	別冊
議案第 4 3 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算	別冊
議案第 4 4 号	令和 6 年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算	別冊
議案第 4 5 号	令和 6 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第 4 6 号	令和 6 年度四万十町介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 4 7 号	令和 6 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算	別冊
議案第 4 8 号	令和 6 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算	別冊

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 4 9 号	令和 6 年度四万十町水道事業会計予算	別冊
議案第 5 0 号	令和 6 年度四万十町下水道事業会計予算	別冊

■承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町手数料条例の一部を改正する条例)

【要旨】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令347号）が令和5年12月6日に公布され、令和6年4月1日（戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく事務に係る改正規定は令和6年3月1日）から施行されることに伴い、四万十町手数料条例（平成18年四万十町条例第57号）の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【条例改正の内容】

（1）戸籍謄本等の交付事務

改正戸籍法の施行により、本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務（いわゆる広域交付）が追加されたため、根拠規定を追記します。また、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」は「戸籍証明書」に名称変更されました。（手数料は改定なし）

（2）戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務

改正戸籍法の施行により、戸籍電子証明書の請求があった場合には、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が新たに追加されるため、根拠規定及び事務内容を規定します。また、電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）や、同一事項の戸籍謄本等と同時に請求する場合は手数料を徴収しないこととされており、具体的には、次の2つの場合に手数料を徴収しません。（手数料は戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円）

①マイナポータルを使用する場合（当該符号の発行が、電子情報処理組織により自動的に特定したものをマイナポータルを通じて発行する方法に限る。）

②戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書に記録された事項と同一の事項が記載された戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合

（3）除籍謄本等の交付事務

戸籍謄本等の交付事務と同様の改正を行います。（手数料は改定なし）

（4）除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務と同様の規定を追加します。（手数料は除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円）

(5) 受理証明書等の交付事務

改正戸籍法の施行により、届書等情報の内容証明書の交付事務が追加されたため、根拠規定及び事務内容を追記します。(手数料は改定なし)

(6) その他

改正戸籍法の施行により、届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務が追加されたため、根拠規定及び事務内容を追記します。(手数料は改定なし)
政令の表記との整合を図るため、字句の修正等を行います。

【施行期日等】

施行期日は令和6年3月1日、新旧対照表は別紙のとおり。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (略)

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 (略)

【参考法令】

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）附則第 1 条第 5 号による改正後の戸籍法（令和 6 年 3 月 1 日施行）抜粋

（戸籍謄本等の交付請求）

第 10 条 戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされたものであつて、当該記載が第 24 条第 2 項の規定によつて訂正された場合におけるその者を除く。）を含む。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をすることができる。

2・3 （略）

（第三者による請求）

第 10 条の 2 前条第 1 項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

- （1） 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由
- （2） 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由
- （3） 前 2 号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士（弁理士法人を含む。次項において同じ。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第 1 項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

- （1） 弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 6 第 1 項各号に規定する代理業務を除き、弁護士・外国法事務弁護士共同法人については外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和 61 年法律第 66 号）第 80 条第 1 項において準用する弁護士法第 30 条の 6 第 1 項各号に規定する代理業務を除く。）

- (2) 司法書士にあつては、司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 3 条第 1 項第 3 号及び第 6 号から第 8 号までに規定する代理業務（同項第 7 号及び第 8 号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第 6 号に規定する代理業務を除く。）
- (3) 土地家屋調査士にあつては、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第 4 号及び第 7 号に規定する代理業務
- (4) 税理士にあつては、税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する不服申立て及びこれに関する主張又は陳述についての代理業務
- (5) 社会保険労務士にあつては、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 2 条第 1 項第 1 号の 3 に規定する審査請求及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第 1 号の 4 から第 1 号の 6 までに規定する代理業務（同条第 3 項第 1 号に規定する相談業務を除く。）
- (6) 弁理士にあつては、弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する特許庁における手續（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手續（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第 2 項第 1 号に規定する税関長又は財務大臣に対する手續（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第 2 号に規定する代理業務、同法第 6 条に規定する訴訟の手續についての代理業務並びに同法第 6 条の 2 第 1 項に規定する特定侵害訴訟の手續についての代理業務（弁理士法人については同法第 6 条に規定する訴訟の手續についての代理業務及び同項に規定する特定侵害訴訟の手續についての代理業務を除く。）
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、弁護士は、刑事に関する事件における弁護人としての業務、少年の保護事件若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 3 条に規定する処遇事件における付添人としての業務、逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐人としての業務、人身保護法（昭和 23 年法律第 199 号）第 14 条第 2 項の規定により裁判所が選任した代理人としての業務、人事訴訟法（平成 15 年法律第 109 号）第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定により裁判長が選任した訴訟代理人としての業務又は民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 35 条第 1 項に規定する特別代理人としての業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、弁護士の資格、これらの業務の別及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。
- 6 (略)
- (除かれた戸籍の謄本等の交付請求)
- 第 12 条の 2 第 10 条から第 10 条の 4 までの規定は、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「除籍謄本等」という。）の交付の請求をする場合に準用する。
- (受理・不受理の証明書、届書等の閲覧等)
- 第 48 条 届出人は、届出の受理又は不受理の証明書を請求することができる。
- 2 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる。
- 3 (略)
- (届出の規定の準用)
- 第 117 条 第 25 条第 1 項、第 27 条から第 32 条まで、第 34 条から第 39 条まで、第 43 条から第 48 条まで、及び第 63 条第 2 項前段の規定は、戸籍訂正の申請に準用する。
- (戸籍謄本等の交付請求)
- 第 120 条 第 119 条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで（これらの規定を

第 12 条の 2 において準用する場合を含む。) の請求は、戸籍謄本等又は除籍謄本等に代えて、磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「戸籍証明書」という。）又は磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「除籍証明書」という。）についてすることができる。

2 (略)

（本籍地以外の市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求）

第 120 条の 2 第 119 条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、次の各号に掲げる請求は、当該各号に定める者に対してもすることができる。

- (1) 第 10 条第 1 項（第 12 条の 2 において準用する場合を含む。次項及び次条（第 3 項を除く。）において同じ。）の請求指定市町村長（第 118 条第 1 項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者
- (2) 第 10 条の 2 第 2 項（第 12 条の 2 において準用する場合を含む。次条（第 3 項を除く。）において同じ。）の請求（市町村の機関がするものに限る。） 当該市町村の長（指定市町村長に限る。）

2 (略)

（戸籍電子証明書等の請求等）

第 120 条の 3 前条第 1 項の規定によりする第 10 条第 1 項の請求又は前条第 1 項の規定によりする第 10 条の 2 第 2 項の請求（法務省令で定める事務を遂行するために必要がある場合における当該請求に限る。以下この条（第 3 項を除く。）において同じ。）は、戸籍電子証明書（第 119 条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は除籍電子証明書（第 119 条の規定により磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録をいう。以下同じ。）についてもすることができる。

- 2 前項の規定によりする第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 第 2 項の請求があつたときは、指定市町村長は、当該請求をした者に対し、戸籍電子証明書提供用識別符号（当該請求に係る戸籍電子証明書を識別することができるように付される符号であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は除籍電子証明書提供用識別符号（当該請求に係る除籍電子証明書を識別することができるように付される符号であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を発行するものとする。

3・4 (略)

（届書等情報の内容の閲覧又は証明書の請求）

第 120 条の 6 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届出若しくは申請を受理した指定市町村長又は当該届出若しくは申請によつて戸籍の記載をした指定市町村長に対し、当該届出又は申請に係る届書等情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求し、又は届書等情報の内容について証明書を請求することができる。

2 (略)

（学術研究のための戸籍及び除かれた戸籍に関する情報の提供）

第 126 条 市町村長又は法務局若しくは地方法務局長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情報を利用する必要があると認められるもののため、その必要の限度において、これらの情報を提供することができる。

四万十町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分	事務	単位	金額		区分	事務	単位	金額	
(略)					(略)				
戸籍等	戸籍法（昭和22年法律第224号） 第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通につき	450円		戸籍	戸籍の謄抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき	450円	
	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき	350円			(改正して移動)			
	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるもの）に限る。以下この項において	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき	400円			(追加)			

改正後		改正前	
	同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限り。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1 通につき	750円
		除籍の謄抄本又は除籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき 750円

改正後		改正前		
	<u>の発行に係る除籍電子証明書</u> <u>の請求を行う者が同時に当該</u> <u>除籍電子証明書が証明する事</u> <u>項と同一の事項を証明する除</u> <u>かれた戸籍の謄本若しくは抄</u> <u>本又は除籍証明書の請求を行</u> <u>う場合における当該発行を除</u> <u>く。)</u>			
	<u>戸籍法第48条第1</u> <u>項(同法第117条に</u> <u>おいて準用する場</u> <u>合を含む。)</u> の <u>規定</u> <u>に基づく届出若し</u> <u>くは申請の受理の</u> <u>証明書の交付、同法</u> <u>第48条第2項(同法</u> <u>第117条において準</u> <u>用する場合を含む。</u> <u>次項において同</u> <u>じ。)</u> 若しくは第126 <u>条の規定に基づく</u> <u>届書その他市町村</u> <u>長の受理した書類</u> <u>に記載した事項の</u> <u>証明書の交付又は</u> <u>同法第120条の6第</u> <u>1項の規定に基づ</u> <u>く届書等情報の内</u> <u>容の証明書の交付</u>	婚姻、離 婚、養子 縁組、養 子離縁又 は認知の 届出の受 理につい て、請求 により法 務省令で 定める様 式による 上質紙を 用いる場 合 <u>その他の</u> <u>場合</u>	1 通につき	1, 400円
		<u>届出(次項に規定するものを</u> <u>除く。)</u> 若しくは <u>申請の受理</u> <u>証明書又は届書その他受理し</u> <u>た書類の記載事項の証明書の</u> <u>交付</u>	1 通につき	350円
		婚姻、離婚、養子縁組、養子 離縁又は認知の届出の受理に ついて、請求により法務省令 で定める様式による上質紙を 用いて行う <u>証明書の交付</u>	1 通につき	1, 400円

改正後		改正前		
(略)	<u>戸籍法第48条第2項の規定に基づき届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づき届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u>	<u>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき</u>	350円	(略)
	身分証明書の交付	1 通につき	350円	
		<u>届書その他受理した書類の閲覧</u>	書類 1 件につき	350円
				(移動)
		(略)		

■議案第13号 小学校教師用指導書の売買契約の締結について

【要旨】

令和4年度の小学校教科用図書検定の結果を受け、令和6年度から四万十町立小学校で使用する教科用図書について、令和5年度中に採択したところです。（高岡地区内の市町村は、同一の教科用図書を使用）

この売買契約は、新しい教科用図書による授業を実施するために必要となる教員用の指導書について、窪川・大正地域内の小学校用として令和5年度内に購入するものです。

【随意契約理由】

本契約に係る指導書の取扱い事業者は、県内では高知県教科書株式会社のみであり、その取次書店は、窪川・大正地域内ではブックス56のみとなっています。

また、定価による販売のみとなっていることから、契約に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項第2号の規定により随意契約としています。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和6年度から四万十町内の小学校で使用する指導書の売買契約
契 約 金 額	16,596,140 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,508,740 円）
契約の相手方	四万十町古市町 62 番 7 号 ブックス56 代表者 津野 道夫
納 入 場 所	四万十町 窪川・大正地域内各小学校 地内
購 入 物 品	小学校教師用指導書（内訳は別紙のとおり）

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和 6 年度 小学校教師用指導書 購入内訳

No.	科 目	冊 数	金 額 (税込)
1	国 語	1 2 6 冊	1, 8 1 5, 0 0 0 円
2	書 写	5 5 冊	6 0 6, 1 0 0 円
3	社 会	4 9 冊	1, 6 2 3, 8 2 0 円
4	地 図	9 冊	5 7 4, 2 0 0 円
5	算 数	8 3 冊	1, 0 4 6, 6 5 0 円
6	理 科	4 9 冊	9 4 7, 1 0 0 円
7	生 活	1 0 冊	3 5 8, 6 0 0 円
8	音 楽	7 1 冊	4, 2 3 3, 5 7 0 円
9	図 工	2 8 冊	1, 0 7 8, 0 0 0 円
10	家 庭	1 1 冊	6 0 5, 0 0 0 円
11	保 健	1 8 冊	6 4 3, 5 0 0 円
12	英 語	2 4 冊	7 8 6, 5 0 0 円
13	道 徳	6 9 冊	2, 2 7 8, 1 0 0 円
合 計		6 0 2 冊	1 6, 5 9 6, 1 4 0 円

■議案第14号 第3次四万十町男女共同参画計画の策定について

【要旨】

本町では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）を踏まえ、平成19年3月に四万十町男女共同参画計画を、平成31年3月に第2次四万十町男女共同参画計画を策定し、これらの計画に基づく男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進してきました。

本議案は、第2次四万十町男女共同参画計画の計画期間が満了することに伴い、新たに第3次四万十町男女共同参画計画を策定することについて、四万十町議会基本条例（平成22年四万十町条例第26号）第11条の規定により議会の議決を求めるものです。

【計画の位置付け】

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定による市町村男女共同参画計画として策定します。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項の規定による市町村推進計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項の規定による市町村基本計画を包含しています。

【計画期間】

令和6年度から令和10年度までの5年間

【提案までの経過】

計画策定に当たっては、現行計画の評価や四万十町の男女共同参画に関する町民・事業所・中学生アンケート調査結果等により課題を整理して素案を取りまとめました。

その後、有識者、関係団体が推薦する者、公募による者で組織する四万十町男女共同参画推進委員会で協議を行い、本年1月末に意見公募手続が完了しています。

【目指すべき姿】

本計画では、これまでの計画の目指す方向と第2次四万十町総合振興計画による目指すまちの将来像を踏まえ、「ともに認め合い ともに活躍する 元気なまち 四万十町」を目指すべき姿とします。

【基本目標】

目指すべき姿の実現に向けて、3つの基本目標を掲げて施策に取り組みます。

I 男女共同参画のまちづくり

男女共同参画のまちづくりには、誰もがお互いの人権を尊重する意識が重要です。今後も引き続き男女平等の意識づくりを推進するため、男女共同参画に関する意識啓発や情報提供、学校教育等の充実を図ります。

II 女性活躍推進のまちづくり

女性活躍推進法では、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが重要であるとしています。

そのためには、誰もが「仕事」と「子育てや介護」などの家庭生活とを両立できるよう、暮らしやすい社会を実現していくことが求められています。

こうしたことから、今後も引き続き「女性が活躍できる基盤づくり」、「働く場における男女共同参画の推進」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」に取り組みます。

III 安心して暮らせるまちづくり

様々な社会的問題が顕在化する中、配偶者等からの暴力、ハラスメント行為、性犯罪・性暴力、ストーカー行為などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となります。

これらの被害者は、身体や心の回復に長期間を要する場合も多く見られ、その後の人生に大きな支障をきたし、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題です。

男女がともに生涯を通じて健康な心身を維持することは、一人ひとりが自分らしく生きる上で大切なことです。特に、女性はその身体に妊娠や出産のための身体的特性を備えていることにより男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意し、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などの各ステージに対応した健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。一方、男性についても、ライフスタイルや年代により心の健康問題や生活習慣病などの健康課題があります。

生涯を通じて心身の健康を保持するには、一人ひとりが生活習慣を点検し、自律的に健康管理を行っていくことが求められます。

こうしたことから、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、今後も引き続き「あらゆる暴力の根絶」、「生涯を通じた健康づくりへの支援」に取り組みます。

【根拠法令】

四万十町議会基本条例（抜粋）

（法第96条第2項の議決事項）

第11条 法第96条第2項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更についてはこの限りでない。

（1）・（2） （略）

（3） 男女共同参画計画

（4）～（9） （略）

男女共同参画社会基本法（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 （略）

2 （略）

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 （略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第6条 （略）

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 （略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第2条の3 （略）

2 （略）

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4・5 （略）

■議案第15号 四万十町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について

【計画策定の趣旨】

我が国では、急速な高齢化が進んでおり、いわゆる「団塊世代」が75歳以上となる令和7（2025）年の高齢化率は30.0%、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年には35.3%となる見込みです。また、85歳以上人口が急増し、医療・介護等、様々なニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される体制である地域包括ケアシステムの深化・推進が必要とされています。

本町においては、前期高齢者（65～74歳）人口は令和4（2022）年に減少に、後期高齢者（75歳以上）人口は増加に転じています。85歳以上人口の急増は見込まれていませんが、生産年齢人口も減少しており、高齢化率は全国や高知県と比較して依然として高い水準で推移し、令和5（2023）年9月末時点で45.6%となっています。

このような状況の中、令和7年及び令和22年を見据えた「四万十町版地域包括ケアシステム」の構築に向け、高齢になっても可能な限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、様々な取組を進めてきました。

この度、令和3年3月に策定した「四万十町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「第8期計画」といいます。）を見直す時期を迎え、本町の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護、介護予防、生活支援等の各種施策、サービスの提供量・提供体制等を示し、地域住民や多様な主体がともに地域を創る「地域共生社会」の実現に向けて推進していくことを目的に「四万十町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」といいます。）を策定することについて、四万十町議会基本条例（平成22年四万十町条例第26号）第11条の規定により議会の議決を求めるものです。

【計画の位置づけ】

「四万十町総合振興計画」を上位計画とし、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」の2つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定します。

【計画の期間】

「介護保険事業計画」は、介護保険法の規定に基づき3年を1期として計画内容を見直す必要があるため、本計画は令和6年度から令和8年度を計画期間として策定します。また、「高齢者福祉計画」についても、「介護保険事業計画」と一体的に策定す

ることが定められているため、同様に令和6年度から令和8年度を計画期間とします。

【提案までの経過】

本計画の策定にあたっては、まず介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査等を実施しました。また、「四万十町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱」に基づき、学識経験者、介護保険被保険者・サービス利用者、保健・医療・福祉関係者、介護保険サービス事業関係者等から構成する「四万十町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会」を設置しました。策定委員会において、第8期計画の評価や各調査結果等から課題を整理し、本計画の原案を検討した後、パブリックコメントを実施、策定作業を進めてきました。

【重点課題】

高齢者への調査や高齢者を取り巻く現状等により、本計画において重点的に取り組む優先課題は、次の2つとします。

(1) 介護予防（重症化防止）

ニーズ調査結果から、心身の機能や生活機能の低下、転倒への不安を感じている人が多く、外出を控えている人が3割を超えています。また、介護が必要になった原因としては、「高齢による衰弱」や「骨折・転倒」が上位を占めています。可能な限り介護を必要とせず、その人が望む生活を送ることができるよう、高齢者の自立支援、重度化防止に向けて介護予防事業を展開していく必要があります。

これまでも、介護予防に資する地域活動の支援や、介護予防に関する知識の普及啓発、ボランティアの育成等を行ってきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、通いの場をはじめとする地域活動の場は活動の自粛を余儀なくされ、地域の高齢者はフレイル状態(※)になりやすい生活環境となりました。また、加速する高齢化の影響によって、地域活動を支えるボランティアの担い手は減少する一方です。

今後は、高齢者の多様な社会参加を支援できるよう環境を整え、魅力ある通いの場の仕組みづくりや、地域で意欲的に活動できるボランティアの育成等が必要です。

※ フレイル状態とは、加齢とともに心身の活力が低下し、要介護状態になる危険性が高くなった状態。

(2) 地域で支え合う仕組みづくり

現役世代の減少や高齢化率の上昇により、地域の様々な活動の担い手不足が課題となっています。ニーズ調査結果では、第8期計画策定時と同様に「手助けしてほしいこと」と「支援できること」とともに「見守り・声かけ」が最も多くなっており、地域住民同士で助け合いができる関係を構築していく必要があります。高齢者自身

が地域の担い手となることはもちろん、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する必要があります。

また、高齢者が安心して生活するために、関係機関の連携強化や各種福祉サービスの充実も求められます。

認知症高齢者については、相談窓口等の周知が不十分であり、認知症に関する正しい知識の普及・啓発、本人やその家族への支援の充実等、認知症の人を地域で支える取組が必要です。

【基本理念】

本計画における基本理念は、引き続き『地域住民の一人ひとりがいきいきと暮らせるまちづくり』を継承し、計画の推進を図ります。

高齢になっても、可能な限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、自宅をはじめとする住まいを確保した上で、医療、介護、介護予防及び生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を深化・推進していきます。

特に、介護予防の観点を重視し、介護予防について地域住民や関係者の理解を深めるための普及啓発活動や介護予防に資する活動を支援します。また、本計画では、介護予防の通いの場を含む様々な社会活動の機会の確保と、地域住民の社会活動への参加を促進することで、地域住民一人ひとりのいきいきとした暮らしを後押しし、社会参加率の向上を目指します。

【基本目標】

重点課題への取組及び地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、次の3つの基本目標を掲げています。

(1) 介護予防と健康・生きがいの促進

要介護状態や要支援状態となることの予防、また介護や支援が必要になっても可能な限り重度化することを防ぎ、高齢者一人ひとりが自分らしく生きがいを持って生活することができるよう、地域での介護予防に資する自発的な活動を支援します。

単に体力や筋力を維持するだけでなく、就労や趣味、社会活動等生きがいを持って地域生活を送ることができるよう、高齢者の健康状態を把握し、生活習慣病予防や介護予防に関する普及啓発を行います。令和5年度からは高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を開始しており、今後も継続して、通いの場等への積極的な関わりを行います。

また、実際に地域で活動している団体の周知や魅力の発信を行い、地域主体の

多様な活動を通した生きがいを促進します。

（２）地域で高齢者を支える仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域住民ボランティアなど多様な主体による支え合いの体制づくりに取り組みます。

また、地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携強化、在宅医療・介護連携の推進や地域ケア会議、高齢者福祉サービスの充実等、地域包括ケアシステムを深化・推進します。

認知症の予防や共生を目指して、地域住民の認知症への理解を深めるための普及・啓発に取り組むとともに、認知症が疑われる場合の初期対応の充実や家族支援にも努めます。

（３）介護保険事業の適正・円滑な運営

介護保険制度の持続可能性を確保し、適切なサービスが提供されるよう、介護保険サービス事業所への運営支援や介護人材の確保・育成に向けた取組の支援を行います。また、要介護認定の適正化やケアプランの点検等により介護給付の適正化を図ります。

【保険料の設定】

高齢者数や要介護認定者数の減少により、介護給付費も減少が見込まれます。

令和６年度から令和８年度までに必要な介護保険サービス利用量の推計結果や介護保険事業財政調整基金の活用等により、本計画の第１号被保険者に対する月額保険料基準額を５,８００円とします（第８期計画から２００円減額）。

また、議案第２０号のとおり、所得段階区分を９段階から１３段階に改正予定です。なお、低所得者に対する保険料については、引き続き公費負担による軽減措置を行い、負担軽減を図ります。

【計画の進捗管理】

定期的に進捗状況の管理を行うため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者等で組織する推進委員会を設置し、毎年度各施策に対する進捗状況の把握や分析を行い、評価・改善していきます。

【根拠法令】

四万十町議会基本条例（抜粋）

（法第 96 条第 2 項の議決事項）

第 11 条 法第 96 条第 2 項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更についてはこの限りでない。

（１）～（６） （略）

（７） 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

（８）～（９） （略）

老人福祉法（抜粋）

（市町村老人福祉計画）

第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～6 （略）

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8～10 （略）

介護保険法（抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2～5 （略）

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7～13 （略）

■議案第16号 四万十町第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について

【要旨】

本町では、平成19年3月に障がい者施策を計画的・総合的に推進するため、障がい者施策のあり方を定めた「四万十町障害者計画」と、計画的にサービスを提供していくため数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定めた「四万十町障害福祉計画」を策定し、障がい福祉に関する取り組みを進めてきました。

その後も、国の障がい者施策の制度改正などを踏まえながら、平成30年3月には、ノーマライゼーション※の理念のもとに、「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち 四万十町」をキャッチフレーズに掲げ、「四万十町第3期障害者計画」を策定し、令和3年3月には、令和3年度から令和5年度までの成果目標や活動指標等を定めた「四万十町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しています。

本議案は、「四万十町第3期障害者計画」「四万十町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が満了することから、本町の現状や課題及び新たな国の制度の動向を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するために、「四万十町第4期障害者計画」「四万十町第7期障害福祉計画」及び「四万十町第3期障害児福祉計画」を策定するため、四万十町議会基本条例（平成22年四万十町条例第26号）第11条第8号の規定により議会の議決を求めるものです。

※ 障がいのある人も、そうでない人と同様の生活ができるように支援すべきであるという考えです。

【計画の位置づけ】（四万十町障害者計画との関係）

本町では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づき、本町における障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた「四万十町障害者計画」を策定しています。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という）第88条第1項に基づく「四万十町障害福祉計画」並びに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に基づく「四万十町障害児福祉計画」は、障がいのある人にとって必要な障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業及び障がい児通所支援等の提供体制が計画的に整備されることを目的とし、成果目標、必要なサービスの見込量等を定めた一体的な計画として策定しています。

この3つの計画の策定においては、国の「障害者基本計画・基本指針」や「高知県障害福祉計画」などの内容に即して策定し、本町における上位計画の「四万十町総合振興計画」をはじめ、福祉政策の基本的な計画である「四万十町地域福祉計画」と、基本理念や考え方を共有した計画として位置づけるとともに、町の各分野関連計画と整合を図ります。

【計画の期間】

「四万十町第4期障害者計画」は、令和6年（2024年）度から令和11年（2029年）度までの6年間の計画とし、「四万十町第7期障害福祉計画」及び「四万十町第3期障害児福祉計画」は、令和6年（2024年）度から令和8年（2026年）度までの3年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向等により必要に応じて見直しを行うものとします。

【提案までの経過】

本計画の策定にあたっては、障がいのある人や関係者等の意見を反映するため、障害者手帳などをお持ちの方を対象として令和4年11月に実施したアンケート調査結果等を活用するとともに、「四万十町障害者計画等策定委員会」を設置し、障がいのある人を取り巻く現状や課題の反映のほか、必要な障がい福祉サービス等の見込み量等について、計画に関する協議を行いました。施策の取り組みについては庁内関係課とも評価、調整を行い、令和6年1月にはパブリックコメントを実施し、策定作業を進めてきました。

この度、令和6年2月に計画素案を取りまとめましたので、本議会へ提案いたします。

【基本理念】

「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち 四万十町」を基本理念（キャッチフレーズ）とし、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いにその個性を尊重し合いながら、主体的に社会参画できるまちづくりを目指します。

【基本目標】

本計画では、基本理念の実現に向け3つの基本目標を掲げています。

- 基本目標1 お互いに思いやる、共生社会のまちづくり
- 基本目標2 日々の暮らしを支える支援体制づくり
- 基本目標3 自立と社会参加の基盤づくり

【障害者計画の施策体系・施策の重点課題】

障がいのある人や住民にわかりやすい形で効果的に施策が推進されるよう、施策の体系化に工夫し、施策毎の方向性や取り組みを明らかにしています。

各分野及び関係機関等と連携を図りながら、効果的で効率的な施策展開を図ります。

また、新たな国の制度の動向を踏まえつつ、本町の現状や課題を受け、本計画期間中に特に取り組むべき重点課題を以下とします。

《重点課題》

- ① 障がいへの理解と差別解消に向けた啓発
- ② 地域生活支援の強化
- ③ 障がいのある子どもへの切れ目のない支援
- ④ 障がいのある人の継続的な雇用・就労への支援

【障害福祉計画・障害児福祉計画における成果目標、見込量について】

障がい福祉の充実のための成果目標（達成すべき基本的な目標）については、国の基本指針に即して定めるものとされています。しかし、本町では、受け皿となる社会資源の不足や人材不足など支援体制が十分でない地域特性等もあることから、基本指針に定められる目標値の達成が困難な場合もあり、「四万十町の方針」を記述し地域の実情に応じた成果目標を設定しています。

また、障がい福祉サービス等の提供を計画的に推進し、円滑な実施を確保するために、各年度における「指定障害福祉サービス」「地域生活支援事業」「障害児通所支援等」の種類ごとの必要な量の見込み、実施に関する事項及び見込み量の確保の方策については、これまでの実績や障がいのある人等の状況を踏まえたうえで定めています。

【計画の進捗管理】

本計画を着実に実行していくため、進捗状況の点検及び評価については、「四万十町障害者自立支援協議会」で行うこととします。

【根拠法令】

四万十町議会基本条例(抜粋)

(法第96条第2項の議決事項)

第11条 法第96条第2項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更についてはこの限りでない。

(1)～(7) (略)

(8) 障害者計画・障害者福祉計画

(9) (略)

障害者基本法 (抜粋)

(障害者基本計画等)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 (略)

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～7 (略)

8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 (略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- （2） 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談の種類ごとの必要な量の見込み
- （3） 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- （1） 前項第 2 号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- （2） 前項第 2 号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第 3 号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7～11 （略）

児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- （2） 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- （1） 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- （2） 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4・5 （略）

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7～12 （略）

■議案第17号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例について

【要旨】

平成31年1月の総務大臣通知により、地方公営企業の経営状況の的確な把握・経営基盤の強化等を目的に、人口3万人未満の市区町村の下水道事業（本町においては、公共下水道事業・農業集落排水事業）及び簡易水道事業については、地方公営企業法を適用し令和5年度までに公営企業会計への移行が求められおり、遅くとも令和6年度予算からの導入が要請されています。

本町では、令和2年度に上水道事業と簡易水道事業が統合し水道事業として地方公営企業法を適用しており、その業務を環境水道課で所管しております。令和6年4月より下水道事業についても地方公営企業法の規定を適用するため関係条例の整備を行うものです。

地方公営企業法の規定を適用するため整備を行う関係条例

	条 例
1	四万十町水道事業の設置等に関する条例
2	四万十町特別会計条例
3	四万十町簡易排水処理施設条例
4	四万十町農業集落排水処理施設条例
5	四万十町公共下水道条例
6	四万十町公共下水道事業受益者分担金に関する条例
7	四万十町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
8	四万十町給水条例
9	四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例

【条例の主な内容】

下水道事業に地方公営企業法の規定を適用するため、四万十町水道事業の設置等に関する条例に下水道事業及び農業集落排水事業を追加し、地方公営企業として設置し経営の基本事項を定めます。また今回の改正に併せて、関係条例中の町長を管理者に改める等、字句の修正等を行います。

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前						
○四万十町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 平成18年3月20日条例第53号 (設置)		○四万十町水道事業の設置等に関する条例 平成18年3月20日条例第53号 (設置)						
第1条 (略)		第1条 (略)						
2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。 (法の全部適用)		(新設)						
第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。		(新設)						
(経営の基本)		(経営の基本)						
第3条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。		第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。						
2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) 給水区域は、別表のとおりとする。 (2) 給水人口は、16,308人とする。 (3) 1日最大給水量は、8,729立方メートルとする。		2 給水区域は、別表のとおりとする。						
3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) 下水道処理施設の名称、位置及び区域は次のとおりとする。		3 給水人口は、16,308人とする。						
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>区域</th></tr><tr><td>大正クリーンセンター</td><td>四万十町大正827番地</td><td>大正(つづら川、轟崎を除く)</td></tr></table>		名称	位置	区域	大正クリーンセンター	四万十町大正827番地	大正(つづら川、轟崎を除く)	
名称	位置	区域						
大正クリーンセンター	四万十町大正827番地	大正(つづら川、轟崎を除く)						
(2) 排水区域面積は、44ヘクタールとする。								

改正後		改正前												
(3) 排水人口は、960人とする。 (4) 1日最大処理能力は、500立方メートルとする。 4 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) 農業集落排水処理施設の名称、位置及び区域は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十町農業集落排水処理施設 「五社クリーンセンタ ー」</td><td>四万十町仕出原495番地</td><td>宮内、仕出原、払川の 一部</td></tr> <tr> <td>四万十町農業集落排水処理施設 「江師クリーンセンタ ー」</td><td>四万十町江師885番地</td><td>江師、小石</td></tr> <tr> <td>四万十町森ヶ内簡易排水処理施設</td><td>四万十町大正中津川379番地1 四万十町大正中津川513番地4 四万十町大正中津川732番地7</td><td>大正中津川森ヶ内</td></tr> </tbody> </table> (2) 処理区域面積は、28ヘクタールとする。 (3) 処理人口は、650人とする。 (4) 1日最大処理能力は、69立方メートルとする。		名称	位置	区域	四万十町農業集落排水処理施設 「五社クリーンセンタ ー」	四万十町仕出原495番地	宮内、仕出原、払川の 一部	四万十町農業集落排水処理施設 「江師クリーンセンタ ー」	四万十町江師885番地	江師、小石	四万十町森ヶ内簡易排水処理施設	四万十町大正中津川379番地1 四万十町大正中津川513番地4 四万十町大正中津川732番地7	大正中津川森ヶ内	4 1日最大給水量は、8,729立方メートルとする。
名称	位置	区域												
四万十町農業集落排水処理施設 「五社クリーンセンタ ー」	四万十町仕出原495番地	宮内、仕出原、払川の 一部												
四万十町農業集落排水処理施設 「江師クリーンセンタ ー」	四万十町江師885番地	江師、小石												
四万十町森ヶ内簡易排水処理施設	四万十町大正中津川379番地1 四万十町大正中津川513番地4 四万十町大正中津川732番地7	大正中津川森ヶ内												

改正後	改正前
(管理者の不設置) 第4条 法第7条ただし書の規定により、<u>上下水道事業に管理者を置かないものとする。</u> (組織) 第5条 法第14条の規定により、<u>上下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）</u>に属する事務を処理させるため、環境水道課を置く。 (重要な資産の取得及び処分) 第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>上下水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあってはその適正な見積価格）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により<u>上下水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等) 第8条 <u>上下水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。	(管理者の不設置) 第3条 <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）</u>第7条ただし書の規定に基づき、<u>水道事業に管理者を置かないものとする。</u> (組織) 第4条 法第14条の規定に基づき、<u>水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）</u>に属する事務を処理させるため、環境水道課を置く。 (重要な資産の取得及び処分) 第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあってはその適正な見積価格）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により<u>水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等) 第7条 <u>水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

改正後	改正前
(業務状況説明書類の提出) <u>第9条</u> <u>管理者</u>は、<u>上下水道事業</u>に関し法第40条の2第1項の規定に<u>より</u>、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに<u>町長に提出</u>しなければならない。 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>上下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため、<u>管理者</u>が必要と認める事項 <u>3</u> <u>管理者</u>は、天災その他やむを得ない事故により、<u>第1項に定める期日までに同項の書類を提出</u>することができなければならない。<u>より速やかにこれを提出しなければならない。</u> 別表(<u>第3条第2項関係</u>) (略)	(業務状況説明書類の提出) <u>第8条</u> <u>町長</u>は、<u>水道事業</u>に関し法第40条の2第1項の規定に<u>基づき</u>、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに<u>作成</u>しなければならない。<u>ただし、天災その他やむを得ない事故により期日までに業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合には、町長はできるだけ速やかにこれを作成しなければならない。</u> 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業</u>の経営状況を明らかにするため、<u>町長</u>が必要と認める事項 別表(<u>第2条関係</u>) (略)
四万十町特別会計条例の一部を改正する条例新旧対照表 改正後 ○四万十町特別会計条例 (設置) 第1条 (略) <u>削除</u> <u>削除</u>	改正前 ○四万十町特別会計条例 平成18年3月20日条例第46号 (設置) 第1条 (略) (<u>9</u>) <u>四万十町農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業</u> (<u>10</u>) <u>四万十町下水道事業特別会計 下水道事業</u>

四万十町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前									
○四万十町農業集落排水処理施設条例 平成18年 3 月20日 条例第112号 目次 第 1 章 総 則 (第 1 条—<u>第 5 条</u>) 第 2 章 排水設備工事 (<u>第 6 条—第13条</u>) 第 3 章 使用料、分担金及び手数料 (<u>第14条—第21条</u>) 第 4 章 雑 則 (<u>第22条</u>) 第 5 章 罰 則 (<u>第23条</u>) (<u>趣旨</u>) 第 1 条 <u>この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第 1 項の規定に基づき、農業集落排水処理施設（簡易排水処理施設を含む。以下「施設」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>削除</u> (定義) <u>第 2 条</u> (略) (1)・(2) (略)	○四万十町農業集落排水処理施設条例 平成18年 3 月20日 条例第112号 目次 第 1 章 総 則 (第 1 条—<u>第 6 条</u>) 第 2 章 排水設備工事 (<u>第 7 条—第14条</u>) 第 3 章 使用料、分担金及び手数料 (<u>第15条—第22条</u>) 第 4 章 雑 則 (<u>第23条</u>) 第 5 章 罰 則 (<u>第24条</u>) (<u>設置</u>) 第 1 条 <u>農業用排水の水質保全、排水処理施設の機能維持並びに農村環境の改善を図り、併せて公共水域の水質保全に資することを目的として四万十町農業集落排水処理施設（以下「施設」という。）を設置する。</u> (施設の名称、位置及び区域) 第 2 条 <u>施設の名称、位置及び区域は、次のとおりとする。</u> <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>区域</th></tr><tr><td><u>四万十町農業集落排水処理施設</u> <u>「五社クリーンセンター」</u></td><td><u>四万十町仕出原495番地</u></td><td><u>宮内、仕出原、弘川の一部</u></td></tr><tr><td><u>四万十町農業集落排水処理施設</u> <u>「江師クリーンセンター」</u></td><td><u>四万十町江師885番地</u></td><td><u>江師、小石</u></td></tr></table> (定義) <u>第 3 条</u> (略) (1)・(2) (略)	名称	位置	区域	<u>四万十町農業集落排水処理施設</u> <u>「五社クリーンセンター」</u>	<u>四万十町仕出原495番地</u>	<u>宮内、仕出原、弘川の一部</u>	<u>四万十町農業集落排水処理施設</u> <u>「江師クリーンセンター」</u>	<u>四万十町江師885番地</u>	<u>江師、小石</u>
名称	位置	区域								
<u>四万十町農業集落排水処理施設</u> <u>「五社クリーンセンター」</u>	<u>四万十町仕出原495番地</u>	<u>宮内、仕出原、弘川の一部</u>								
<u>四万十町農業集落排水処理施設</u> <u>「江師クリーンセンター」</u>	<u>四万十町江師885番地</u>	<u>江師、小石</u>								

改正後	改正前
(3) 使用者 <u>四万十町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u> (平成18年四万十町条例第185号) 第2条第4項第1号に規定する<u>区域</u>で居住する者又は居住しようとする者及び事業等を<u>営む者であって</u>、当該施設を使用する<u>もの</u> (4)・(5) (略) (管理の委託) <u>第3条 農業集落排水事業の管理者の権限を行う町長 (以下「管理者」という。)</u>は、施設の目的を効果的に達成するためその管理の一部又は全部を使用者団体又は専門業者に委託することができる。 (供用開始) <u>第4条 管理者</u>は、施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始する年月日及び区域並びに供用開始に必要な事項を公告しなければならない。 (使用者の届出) <u>第5条</u> 使用者は、<u>前条の公告</u>があったときは、使用者となる<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (排水設備の設置義務) <u>第6条</u> 使用者は、施設の供用を開始する日から3年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が特別の事由があると認めめる場合は、この限りでない。 (排水設備計画の承認) <u>第7条</u> 使用者は、排水設備の新設、増設、改造又は撤去 (以下「新設等」という。)を行おうとするときは、あらかじめその計画について<u>管理者</u>の承認を受けなければならない。また、承認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。 (費用の負担)	(3) 使用者 <u>前条</u>に規定する<u>区域</u>に居住する者又は居住しようとする者及び事業等を<u>営む者</u>で、当該施設を使用する<u>者</u> (4)・(5) (略) (管理の委託) <u>第4条 町長</u>は、施設の目的を効果的に達成するためその管理の一部又は全部を使用者団体又は専門業者に委託することができる。 (供用開始) <u>第5条 町長</u>は、施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始する年月日及び区域並びに供用開始に必要な事項を公告しなければならない。 (使用者の届出) <u>第6条</u> 使用者は、<u>前条の区域の公告</u>があったときは、使用者となる旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。 (排水設備の設置義務) <u>第7条</u> 使用者は、施設の供用を開始する日から3年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、<u>町長</u>が特別の事由があると認めめる場合は、この限りでない。 (排水設備計画の承認) <u>第8条</u> 使用者は、排水設備の新設、増設、改造又は撤去 (以下「新設等」という。)を行おうとするときは、あらかじめその計画について、<u>町長</u>の承認を受けなければならない。また、承認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。 (費用の負担)

改正後	改正前
<u>第8条</u> 前条の<u>排水設備の新設等</u>に要する費用は、<u>当該新設等を行う者</u>が負担する。ただし、<u>管理者</u>がその費用を町において負担することとが適当であると認めるものについては、この限りでない。 (排水設備の工事の実施) <u>第9条</u> 排水設備の新設等の工事は、<u>管理者</u>が認めた者（以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。 2 指定業者に関する事項については、<u>管理者が別に定める</u>。 (排水設備の工事の検査) <u>第10条</u> 排水設備の新設等の工事を<u>行った者は、工事の完了した5日以内にその旨を管理者に届け出て、町の検査を受けなければならない。</u> <u>2 町は、前項の検査をした場合において合格と認めたときは、検査済証を交付するものとする。</u> (使用開始等の届出) <u>第11条</u> 使用者は、施設の使用を開始し、<u>休止し、又は廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。</u> 2 当該施設の使用者に変更があつた場合は、当事者が遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。この場合において、新たに使用者となつた者は、従前の使用者の地位を継承する。 (排水設備の撤去) <u>第12条</u> <u>管理者</u>は、<u>第7条</u>の規定による計画の承認を受けないで排水設備の新設等の工事を行った、又は<u>第9条</u>の規定による指定業者以外の者に排水設備の新設等の工事を行わせた使用者に対しては、その排水設備を撤去させることができる。 (使用者の管理責任) <u>第13条</u> (略)	<u>第9条</u> 前条の<u>工事費等</u>に要する費用は、<u>当該排水設備を新設等する者</u>が負担する。ただし、<u>町長</u>がその費用を町において負担することとが適当であると認めるものについては、この限りでない。 (排水設備の工事の実施) <u>第10条</u> 排水設備の新設等の工事は、<u>町長</u>が認めた者（以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。 2 指定業者に関する事項については、<u>別に町長が定める</u>。 (排水設備の工事の検査) <u>第11条</u> 排水設備の工事完了後、<u>5日以内にその旨を町長に届け出て、町の検査を受けなければならない。検査に合格したときは、検査済証を交付する。</u> (使用開始等の届出) <u>第12条</u> 使用者は、施設の使用を開始、<u>休止又は廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。</u> 2 当該施設の使用者に変更があつた場合は、当事者が遅滞なくその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。この場合において、新たに使用者となつた者は、従前の使用者の地位を継承する。 (排水設備の撤去) <u>第13条</u> <u>町長</u>は、<u>第8条</u>の規定による計画の承認を受けないで排水設備の新設等の工事を行った、又は<u>第10条</u>の規定による指定業者以外の者に排水設備の新設等の工事を行わせた使用者に対しては、その排水設備を撤去させることができる。 (使用者の管理責任) <u>第14条</u> (略)

改正後	改正前
2 (略) 3 第1項の管理義務を怠った<u>ため施設等に損害が生じたときは</u>、使用者の責任とする。 4 <u>第5条</u>の規定により使用者になる旨を<u>管理者</u>に届け出た者は、使用者団体に加入しなければならない。 (使用料の徴収及び期日) <u>第14条</u> (略) 2 (略) 3 使用料は、納入通知書による納付又は集金若しくは口座振替の方法によって毎月徴収する。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めるときは、随時に徴収することができる。 4 (略) (使用料算定の特例) <u>第15条</u> 使用月の中途において施設の使用を開始し、<u>休止し、又は廃止したとき</u>の使用料の算定は、次に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (使用料の減免) <u>第16条</u> <u>管理者</u>は、公益上その他<u>特別な事由</u>があると認めるときは、使用料を減免することができる。 (分担金) <u>第17条</u> (略) (分担金の賦課徴収) <u>第18条</u> <u>管理者</u>は、<u>第5条</u>の届出により使用者を定めたときは、当該使用者から<u>第7条</u>に規定する承認の期納付期日を定め、分担金を徴収する。 (分担金の徴収猶予)	2 (略) 3 第1項の管理義務を怠った<u>ため、施設等に損害が生じたときは</u>は使用者の責任とする。 4 <u>第6条</u>の規定により使用者になる旨を<u>町長</u>に届け出た者は、使用者団体に加入しなければならない。 (使用料の徴収及び期日) <u>第15条</u> (略) 2 (略) 3 使用料は、納入通知書による納付又は集金若しくは口座振替の方法によって毎月徴収する。ただし、<u>町長</u>が必要と認めるときは、随時に徴収することができる。 4 (略) (使用料算定の特例) <u>第16条</u> 使用月の中途において施設の使用を開始、<u>休止又は廃止したとき</u>の使用料の算定は、次に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (使用料の減免) <u>第17条</u> <u>町長</u>は、公益上その他<u>特別の事情</u>があると認めるときは、使用料を減免することができる。 (分担金) <u>第18条</u> (略) (分担金の賦課徴収) <u>第19条</u> <u>町長</u>は、<u>第6条</u>の届出により使用者を定めたときは、当該使用者から<u>第8条</u>に規定する承認の期納付期日を定め、分担金を徴収する。 (分担金の徴収猶予)

改正後	改正前
第19条 <u>管理者</u>は、特別な事由により使用者が当該分担金を納付期日までに納付することが困難と認める場合には、徴収を猶予することができる。 (分担金の減免) 第20条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する使用者の分担金を減免することができる。 (1)・(2) (略) (手数料) 第21条 (略) (委任) 第22条 この条例の施行に必要事項は、<u>管理者</u>が定める。 (罰則) 第23条 (略) (1) 第7条の規定による承認を受けないで、排水設備の工事を実施した者 (2) 第9条の規定に違反して、排水設備の新設等の工事を実施した者 (3) 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく<u>規程</u>に違反した者 別表第1 (第14条関係) 別表第2 (第17条関係) 別表第3 (第21条関係)	第20条 <u>町長</u>は、特別な事由により使用者が当該分担金を納付期日までに納付することが困難と認める場合には、徴収を猶予することができる。 (分担金の減免) 第21条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当する使用者の分担金を減免することができる。 (1)・(2) (略) (手数料) 第22条 (略) (委任) 第23条 この条例の施行に必要事項は、<u>町長</u>が定める。 (罰則) 第24条 (略) (1) 第8条の規定による承認を受けないで、排水設備の工事を実施した者 (2) 第10条の規定に違反して、排水設備の新設等の工事を実施した者 (3) 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>に違反した者 別表第1 (第15条関係) 別表第2 (第18条関係) 別表第3 (第22条関係)
改正後	改正前
〇四万十町公共下水道条例	〇四万十町公共下水道条例

四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前				
平成18年3月20日条例第155号 目次 第1章 総則（第1条—<u>第2条</u>） 第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準等（<u>第3条—第3条の6</u>） （趣旨） 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、四万十町公共下水道の<u>管理</u>に関し、法その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 <u>削除</u> （公共下水道の構造の技術上の基準） <u>第3条</u> 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から<u>第3条の5</u>までに定めるところによる。 （排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準） <u>第3条の2</u> 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。<u>第3条の4</u>において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) （略） (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>公共下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）</u>が定めるものを除く。）	平成18年3月20日条例第155号 目次 第1章 総則（第1条—<u>第3条</u>） 第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準等（<u>第3条の2—第3条の7</u>） （趣旨） 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、四万十町公共下水道の<u>設置及び管理</u>に関し、法その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （<u>終末処理場の位置</u>） <u>第3条 終末処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> <table border="1" data-bbox="778 1160 874 2011"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大正クリンセンター</td><td>四万十町大正827番地</td></tr> </tbody> </table> （公共下水道の構造の技術上の基準） <u>第3条の2</u> 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から<u>第3条の6</u>までに定めるところによる。 （排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準） <u>第3条の3</u> 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。<u>第3条の5</u>において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) （略） (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>規則</u>で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人	名称	位置	大正クリンセンター	四万十町大正827番地
名称	位置				
大正クリンセンター	四万十町大正827番地				

改正後	改正前
にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。 (4) (略) (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>管理者が定める</u>措置が講ぜられていること。 (排水施設の構造の技術上の基準) <u>第3条の3</u> (略) (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>管理者が定める</u>数値を下回らないものとし、かつ、計画下水流量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。 (2)～(5) (略) (処理施設の構造の技術上の基準) <u>第3条の4</u> 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、<u>第3条の2</u>に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。<u>第3条の6</u>において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>管理者が定める</u>措置が講ぜられていること。 (適用除外) <u>第3条の5</u> (略) (終末処理場の維持管理) <u>第3条の6</u> (略) (1)～(5) (略)	の立入りを制限する措置が講ぜられていること。 (4) (略) (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>規則で定める</u>措置が講ぜられていること。 (排水施設の構造の技術上の基準) <u>第3条の4</u> (略) (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>規則で定める</u>数値を下回らないものとし、かつ、計画下水流量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。 (2)～(5) (略) (処理施設の構造の技術上の基準) <u>第3条の5</u> 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、<u>第3条の3</u>に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。<u>第3条の7</u>において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則で定める</u>措置が講ぜられていること。 (適用除外) <u>第3条の6</u> (略) (終末処理場の維持管理) <u>第3条の7</u> (略) (1)～(5) (略)

改正後	改正前
(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>管理者が定める</u>措置を講ずること。 (排水設備の接続方法及び内径等) 第4条 (略) (1) (略) (2) 排水設備を汚水ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>管理者の定める</u>ものによること。 (3) 汚水ます等に固着させる排水管の内径及び勾配は、<u>管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする</u>こと。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。 (4) 前3号に定めるもののほか、汚水を排除すべき排水設備及びその構造の基準は、<u>管理者が定める</u>ところによる。 (排水設備等の計画の確認) 第5条 排水設備の新設等を行う者とする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>管理者が定める</u>ところにより、<u>管理者の確認</u>を受けなければならない。 2 (略) (排水設備等の設計及び工事の実施)	(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則で定める</u>措置を講ずること。 (排水設備の接続方法及び内径等) 第4条 (略) (1) (略) (2) 排水設備を汚水ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>規則の定める</u>ものによること。 (3) 汚水ます等に固着させる排水管の内径及び勾配は、<u>町長が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする</u>こと。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。 (4) 前3号に定めるもののほか、汚水を排除すべき排水設備及びその構造の基準は、<u>規則で定める</u>ところによる。 (排水設備等の計画の確認) 第5条 排水設備の新設等を行う者とする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規則で定める</u>ところにより、<u>町長の確認</u>を受けなければならない。 2 (略) (排水設備等の設計及び工事の実施)
第6条 排水設備等の新設等の設計及び工事 (<u>管理者が定める</u>軽微な工	第6条 排水設備等の新設等の設計及び工事 (<u>規則で定める</u>軽微な工

改正後	改正前
工事を除く。)は、排水設備等の設計及び工事に関し技能を有する者として<u>管理者</u>が認定した者が専属する業者で<u>管理者</u>が指定したものでなければ行ってはならない。ただし、除害施設の新設等の設計及び工事の実施については、<u>管理者</u>が特に知識及び技能を有するものとして認めた者に行わせることができる。 (排水設備等の工事の検査) 第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、町の検査を受けなければならない。 2 (略) (使用開始等の届出) 第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、<u>管理者</u>が定めるところにより、遅滞なく、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 2 使用者に変更があった場合は、当該変更に係る当事者は、遅滞なく、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 3 (略) (悪質下水の排除の開始等の届出) 第13条 使用者は、下水道法施行令第9条第1項第4号に該当する水質又は同令第9条の8若しくは同令第9条の9第1項各号に定める基準に適合しない水質の下水(以下「悪質下水」という。)の排除を開始しようとするとときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質を、<u>管理者</u>が定めるところにより、<u>管理者</u>に届け出なければならない。	事を除く。)は、排水設備等の設計及び工事に関し技能を有する者として<u>町長</u>が認定した者が専属する業者で<u>町長</u>が指定したものでなければ行ってはならない。ただし、除害施設の新設等の設計及び工事の実施については、<u>町長</u>が特に知識及び技能を有するものとして認めた者に行わせることができる。 (排水設備等の工事の検査) 第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を<u>町長</u>に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、町の検査を受けなければならない。 2 (略) (使用開始等の届出) 第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、<u>規則</u>で定めるところにより、遅滞なく、その旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。 2 使用者に変更があった場合は、当該変更に係る当事者は、遅滞なく、その旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。 3 (略) (悪質下水の排除の開始等の届出) 第13条 使用者は、下水道法施行令第9条第1項第4号に該当する水質又は同令第9条の8若しくは同令第9条の9第1項各号に定める基準に適合しない水質の下水(以下「悪質下水」という。)の排除を開始しようとするとときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質を、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>町長</u>に届け出なければならない。

改正後	改正前
2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、<u>管理者が</u>定めるところにより、<u>管理者</u>に届け出なければならない。	2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>町長</u>に届け出なければならない。
3 (略) (代理人の選定)	3 (略) (代理人の選定)
第14条 使用者等が町内に居住しない場合は、この条例に定める事項を処理させるため必要があるときは、町内に居住する代理人を選定し、<u>管理者</u>に届け出なければならない。代理人を変更したときも同様とする。	第14条 使用者等が町内に居住しない場合は、この条例に定める事項を処理させるため必要があるときは、町内に居住する代理人を選定し、<u>町長</u>に届け出なければならない。代理人を変更したときも同様とする。
2 <u>管理者</u>は、代理人が不適当であると認めるときは、その変更を命ずることができる。 (代表者の選定等)	2 <u>町長</u>は、代理人が不適当であると認めるときは、その変更を命ずることができる。 (代表者の選定等)
第15条 排水設備等を共有する者又は共同で使用する者（以下「排水設備共有者等」という。）は、この条例に定める事項を処理させるため代表者を選定し、<u>管理者</u>に届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。	第15条 排水設備等を共有する者又は共同で使用する者（以下「排水設備共有者等」という。）は、この条例に定める事項を処理させるため代表者を選定し、<u>町長</u>に届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。
2 (略) (使用料の徴収)	2 (略) (使用料の徴収)
第16条 <u>管理者</u>は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。	第16条 <u>町長</u>は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。
2 使用料は、毎使用月における公共下水道の使用について、納入通知書による納付又は集金若しくは口座振替の方法によって徴収する。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めたときは、随時に徴収することができる。	2 使用料は、毎使用月における公共下水道の使用について、納入通知書による納付又は集金若しくは口座振替の方法によって徴収する。ただし、<u>町長</u>が必要と認めたときは、随時に徴収することができる。
3 (略)	3 (略)

改正後	改正前
4 第2項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合は、<u>管理者</u>は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他<u>管理者</u>が必要と認めたときに行う。 (使用料の算定方法) 第17条 (略) 2 (略) (1) 水道水を使用した場合は、<u>管理者</u>が定めるものを除き水道の使用水量とする。この場合において、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定する。 (2) 水道水以外の水を使用した場合は、<u>管理者</u>の定めるところにより<u>管理者</u>が認定する水量とする。 (3) (略) (4) 製水業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合の使用水量は、前3号の規定にかかわらず<u>管理者</u>が定めるところにより、当該使用者の申告に基づき、使用の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定する。 (資料の提出) 第19条 <u>管理者</u>は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。 (改善命令)	4 第2項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合は、<u>町長</u>は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他<u>町長</u>が必要と認めたときに行う。 (使用料の算定方法) 第17条 (略) 2 (略) (1) 水道水を使用した場合は、<u>規則</u>で定めるものを除き水道の使用水量とする。この場合において、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して<u>町長</u>が認定する。 (2) 水道水以外の水を使用した場合は、<u>規則</u>の定めるところにより<u>町長</u>が認定する水量とする。 (3) (略) (4) 製水業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合の使用水量は、前3号の規定にかかわらず<u>規則</u>で定めるところにより、当該使用者の申告に基づき、使用の態様を勘案して<u>町長</u>が認定する。 (資料の提出) 第19条 <u>町長</u>は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。 (改善命令)

改正後	改正前
第20条 <u>管理者</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。 (行為の許可)	第20条 <u>町長</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。 (行為の許可)
第21条 法第24条第1項各号の行為をしようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して<u>管理者</u>に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更をしようとするときも、同様とする。 (1)・(2) (略) (占用)	第21条 法第24条第1項各号の行為をしようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して<u>町長</u>に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更をしようとするときも、同様とする。 (1)・(2) (略) (占用)
第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可申請書を提出して<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置について第21条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 (原状回復義務)	第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可申請書を提出して<u>町長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置について第21条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。 (原状回復義務)
第24条 前条の占用の許可を受けた者は、その許可により、占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不当であると<u>管理者</u>が認めたときは、この限りでない。	第24条 前条の占用の許可を受けた者は、その許可により、占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不当であると<u>町長</u>が認めたときは、この限りでない。
2 <u>管理者</u>は、前条の占用許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。	2 <u>町長</u>は、前条の占用許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

改正後	改正前
(手数料) 第25条 <u>管理者</u>は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 2・3 (略) (使用料等の減免) 第26条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料、手数料を減免することができる。 (委任) 第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。 (罰則) 第28条 (略) (1) <u>第5条</u>の規定による確認を受けないで、排水設備等の工事を実施した者 (2)～(6) (略) (7) <u>第5条若しくは第21条</u>による申請書又は書類、<u>第5条</u>、第12条又は第13条第1項若しくは第2項の規定による届出書、第17条第2項の規定による申請書又は第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者	(手数料) 第25条 <u>町長</u>は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 2・3 (略) (使用料等の減免) 第26条 <u>町長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料、手数料を減免することができる。 (委任) 第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長</u>が定める。 (罰則) 第28条 (略) (1) <u>第5条第1項又は第3項</u>の規定による確認を受けないで、排水設備等の工事を実施した者 (2)～(6) (略) (7) <u>第5条第1項、第21条</u>による申請書又は書類、<u>第5条第3項前段</u>、第12条又は第13条第1項若しくは第2項の規定による届出書、第17条第2項の規定による申請書又は第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

四万十町公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町公共下水道事業受益者分担金に関する条例 平成18年3月20日条例第156号 (趣旨) 第1条 この条例は、公共下水道事業（以下「事業」という。）に要す	○四万十町公共下水道事業受益者分担金に関する条例 平成18年3月20日条例第156号 (趣旨) 第1条 この条例は、公共下水道事業（以下「事業」という。）に要す

改正後	改正前
る費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により、徴収する受益者分担金（以下「分担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （受益者） 第2条（略） 2 家屋に関する事項は、<u>公共下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）</u>が別に定める。 （賦課対象区域の決定等） 第4条 <u>管理者</u>は、排水区域内で供用開始をしようとする区域を、分担金の賦課対象区域として公告しなければならない。 （分担金の賦課及び徴収） 第5条 <u>管理者</u>は、四万十町公共下水道条例（平成18年四万十町条例第155号）第5条第1項の規定による確認を行う際、又は<u>管理者</u>が受益者として特定したときは、納付期日を定めて分担金を賦課徴収する。 （分担金の徴収猶予） 第6条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。 （1）・（2）（略） 2 前項の徴収猶予期間は、<u>管理者</u>が別に定める。 （分担金の減免） 第7条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。 （1）～（3）（略） （受益者に変更があった場合の取扱い） 第8条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者	る費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づいて、徴収する受益者分担金（以下「分担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （受益者） 第2条（略） 2 家屋に関する事項は、<u>町長</u>が別に定める。 （賦課対象区域の決定等） 第4条 <u>町長</u>は、排水区域内で供用開始をしようとする区域を、分担金の賦課対象区域として公告しなければならない。 （分担金の賦課及び徴収） 第5条 <u>町長</u>は、四万十町公共下水道条例（平成18年四万十町条例第155号）第5条第1項の規定による確認を行う際、又は<u>町長</u>が受益者として特定したときは、納付期日を定めて分担金を賦課徴収する。 （分担金の徴収猶予） 第6条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。 （1）・（2）（略） 2 前項の徴収猶予期間は、<u>町長</u>が別に定める。 （分担金の減免） 第7条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。 （1）～（3）（略） （受益者に変更があった場合の取扱い） 第8条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者

改正後	改正前
の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。 (排水区域が拡張された場合の取扱い) 第9条 <u>管理者</u>は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された区域を一の排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。 (委任) 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。	の一方又は双方がその旨を<u>町長</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。 (排水区域が拡張された場合の取扱い) 第9条 <u>町長</u>は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された区域を一の排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。 (委任) 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長</u>が定める。

四万十町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町<u>上下水道事業職員</u>の給与の種類及び基準に関する条例 平成18年3月20日条例第186号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定により、<u>水道事業及び下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。）に従事する職員（以下「上下水道事業職員」という。）</u>の給与の種類及び基準を定めるものとする。 (給与の種類及び基準) 第2条 <u>上下水道事業職員</u>で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職員を占める職員（平成18年四万十町条例第41号）及び四万十町単給与に関する条例（平成18年四万十町条例第41号）及び四万十町単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年四万十町条例第42号）の定めるところによる。 (委任)	○四万十町<u>水道事業企業職員</u>の給与の種類及び基準に関する条例 平成18年3月20日条例第186号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、<u>企業職員</u>の給与の種類及び基準を定めるものとする。 (給与の種類及び基準) 第2条 <u>企業職員</u>で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職員を占める職員（平成18年四万十町条例第41号）及び四万十町単給与に関する条例（平成18年四万十町条例第41号）及び四万十町単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年四万十町条例第42号）の定めるところによる。 (委任)

改正後	改正前
第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う町長</u> が定める。	第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>管理者の権限を行う町長</u> が定める。

四万十町給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町給水条例 平成18年3月20日条例第187号 (定義) 第2条 (略) (1)～(3) (略) (4) 定例日 料金算定の基準日としてあらかじめ<u>水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)</u>が定めた日という。 (給水装置の所有者の代理人) 第4条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は<u>管理者</u>において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。 (総代人の選定) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、総代人を選定し、<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (1)・(2) (略) (3) その他<u>管理者</u>が必要と認めたとき。 2 <u>管理者</u>は、前項の総代人を不適当と認めたときは、変更させることができる。 (給水装置の管理)	○四万十町給水条例 平成18年3月20日条例第187号 (定義) 第2条 (略) (1)～(3) (略) (4) 定例日 料金算定の基準日としてあらかじめ<u>町長</u>が定めた日という。 (給水装置の所有者の代理人) 第4条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は<u>町長</u>において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。 (総代人の選定) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、総代人を選定し、<u>町長</u>に届け出なければならない。 (1)・(2) (略) (3) その他<u>町長</u>が必要と認めたとき。 2 <u>町長</u>は、前項の総代人を不適当と認めたときは、変更させることができる。 (給水装置の管理)

改正後	改正前
第7条 給水装置の使用者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な処置を<u>管理者</u>に請求しなければならぬ。	第7条 給水装置の使用者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な処置を<u>町長</u>に請求しなければならぬ。
2 前項の規定による請求がなくても<u>管理者</u>がその必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。	2 前項の規定による請求がなくても<u>町長</u>がその必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。
3 前2項の修繕に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、<u>管理者</u>の認定によってこれを徴収しないことができる。	3 前2項の修繕に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、<u>町長</u>の認定によってこれを徴収しないことができる。
(構造及び材質) 第8条 給水装置の構造及び材質は、<u>管理者</u>が別に定めるところによる。	(構造及び材質) 第8条 給水装置の構造及び材質は、<u>町長</u>が別に定めるところによる。
2 <u>管理者</u>は、給水装置の構造及び材質が前項で定める基準に適合していないと認めたときは、給水契約の申込みを拒むことができる。	2 <u>町長</u>は、給水装置の構造及び材質が前項で定める基準に適合していないと認めたときは、給水契約の申込みを拒むことができる。
3 <u>管理者</u>は、現に使用する給水装置の構造及び材質が第1項の基準に適合しなくなったと認めるときは、その基準に適合させるまで給水を停止することができる。	3 <u>町長</u>は、現に使用する給水装置の構造及び材質が第1項の基準に適合しなくなったと認めるときは、その基準に適合させるまで給水を停止することができる。
(工事の申込み)	(工事の申込み)
第9条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ町に申し込まなければならない。	第9条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ町に申し込まなければならない。
2 前項の申込みに当たり<u>管理者</u>が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求める<u>ことができる</u>。	2 前項の申込みに当たり<u>町長</u>が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求める<u>ことがある</u>。
(申込受付の留保)	(申込受付の留保)
第10条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給水装	第10条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、給水装

改正後	改正前
置の新設又は増設の申込みの受付を留保することができる。 (1)・(2) (略) (工事の施行)	の新設又は増設の申込みの受付を留保することができる。 (1)・(2) (略) (工事の施行)
第11条 工事は、<u>管理者</u>又は<u>管理者</u>が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事業業者」という。）が施行する。	第11条 工事は、<u>町長</u>又は<u>町長</u>が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事業業者」という。）が施行する。
2 前項の規定により指定給水装置工事業業者が工事を施行する場合は、あらかじめ<u>管理者</u>の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に<u>管理者</u>の工事検査を受けなければならない。 (工事の費用負担)	2 前項の規定により指定給水装置工事業業者が工事を施行する場合は、あらかじめ<u>町長</u>の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に<u>町長</u>の工事検査を受けなければならない。 (工事の費用負担)
第12条 工事の費用は、工事申込者の負担とする。ただし、<u>管理者</u>が町の費用で施行することを適当と認めたものについては、この限りでない。 (工事費の算出方法)	第12条 工事の費用は、工事申込者の負担とする。ただし、<u>町長</u>が町の費用で施行することを適当と認めたものについては、この限りでない。 (工事費の算出方法)
第13条 (略) (1)～(8) (略)	第13条 (略) (1)～(8) (略)
2 前項各号に規定するもののほか、工事費の算出に関して必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。 (工事費の予納)	2 前項各号に規定するもののほか、工事費の算出に関して必要な事項は、<u>町長</u>が別に定める。 (工事費の予納)
第14条 町において給水装置の工事を施行するときは、設計により算出した概算額を予納しなければならない。ただし、修繕工事その他で<u>管理者</u>がその必要がないと認めたときは、この限りでない。	第14条 町において給水装置の工事を施行するときは、設計により算出した概算額を予納しなければならない。ただし、修繕工事その他で<u>町長</u>がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
2 (略) 3 新設工事の中で<u>管理者</u>が特に公益上必要と認めるものについては、申請により分割払を認めることがある。分割払の取扱方法につ	2 (略) 3 新設工事の中で<u>町長</u>が特に公益上必要と認めるものについては、申請により分割払を認めることがある。分割払の取扱方法につ

改正後	改正前
いては、<u>管理者</u>が別に定める。 (水道メーターの設置)	は、<u>町長</u>が別に定める。 (水道メーターの設置)
第17条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、<u>管理者</u>がその必要がないと認めたときは、この限りでない。	第17条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、<u>町長</u>がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は<u>管理者</u>が定める。 (メーターの貸与)	2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は<u>町長</u>が定める。 (メーターの貸与)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 (略) 3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを<u>亡失し、又は</u>毀損した場合は、<u>管理者</u>が定める損害額を弁償しなければならない。 (届出)	2 (略) 3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを<u>亡失又は</u>毀損した場合は、<u>町長</u>が定める損害額を弁償しなければならない。 (届出)
第19条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ<u>管理者</u>に届け出なければならない。 い。	第19条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ<u>町長</u>に届け出なければならない。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
第20条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに<u>管理者</u>に届け出なければならない。	第20条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに<u>町長</u>に届け出なければならない。
(1)～(6) (略) (消火栓の使用)	(1)～(6) (略) (消火栓の使用)
第21条 消火栓は、<u>消防又は消防の演習</u>の場合のほか、<u>使用</u>してはならない。ただし、<u>管理者</u>の許可を得た場合は、この限りでない。	第21条 消火栓は、<u>消防又は演習</u>の場合のほか<u>使用</u>してはならない。ただし、<u>町長</u>の許可を得た場合は、この限りでない。
2 (略) (料金の算定)	2 (略) (料金の算定)
第25条 料金は、定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない事由があるときは、<u>管理</u>	第25条 料金は、定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない事由があるときは、<u>町長</u>

改正後	改正前
<u>者</u>はメーターの点検を行う日を変更することができる。 (水量の認定)	はメーターの点検を行う日を変更することができる。 (水量の認定)
第26条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定し、又はその用途の適用を定める。	第26条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定し、又はその用途の適用を定める。
(1)～(3) (略) (共用給水装置の水量の認定)	(1)～(3) (略) (共用給水装置の水量の認定)
第27条 共用給水装置の水量は、各世帯均等とみなす。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めるときは、各世帯の水量を認定することができる。	第27条 共用給水装置の水量は、各世帯均等とみなす。ただし、<u>町長</u>が必要と認めるときは、各世帯の水量を認定することができる。
(用途その他の認定) 第29条 用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、<u>管理者</u>がこれを認定する。	(用途その他の認定) 第29条 用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、<u>町長</u>がこれを認定する。
(料金等の徴収方法) 第30条 料金及びメーターの使用料は、納入通知書、集金又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、<u>管理者</u>が必要と認めるときは、この限りでない。	(料金等の徴収方法) 第30条 料金及びメーターの使用料は、納入通知書、集金又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、<u>町長</u>が必要と認めるときは、この限りでない。
2 (略) (料金、手数料等の軽減又は免除)	2 (略) (料金、手数料等の軽減又は免除)
第32条 <u>管理者</u>は、公益上その他の特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、メーターの使用料、手数料その他の費用を<u>軽減し、又は免除</u>することができる。	第32条 <u>町長</u>は、公益上その他の特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、メーターの使用料、手数料その他の費用を<u>軽減又は免除</u>することができる。
(検査等及び費用負担) 第33条 <u>管理者</u>は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。	(検査等及び費用負担) 第33条 <u>町長</u>は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。
2 (略) (停水処分)	2 (略) (停水処分)
第34条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由	第34条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が

改正後	改正前
が継続する間給水を停止することができる。 (1)～(4) (略) (給水装置の切離し) 第35条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合で管理上必要があると認めたとときは、給水管を切断することができる。 (1)・(2) (略) (町の責務) 第36条 <u>管理者</u>は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。 2 <u>管理者</u>は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。 (設置者の責務) 第37条 (略) 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、<u>管理者</u>が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及び管理の状況に関する検査を行うように努めなければならない。 (委任) 第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。	継続する間給水を停止することができる。 (1)～(4) (略) (給水装置の切離し) 第35条 <u>町長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合で管理上必要があると認めたとときは、給水管を切断することができる。 (1)・(2) (略) (町の責務) 第36条 <u>町長</u>は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。 2 <u>町長</u>は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。 (設置者の責務) 第37条 (略) 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、<u>町長</u>が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及び管理の状況に関する検査を行うように努めなければならない。 (委任) 第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長</u>が定める。

四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例 平成18年3月20日条例第189号	○四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例 平成18年3月20日条例第189号

改正後	改正前												
(負担金の納期) 第4条 負担金は、工事申込みの際徴収する。ただし、<u>水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）</u>が特別の理由があると認めるときは、工事後徴収することができる。 (負担金の減免) 第5条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、負担金を減免することができる。 別表(第3条関係) <table border="1"> <tr> <td>メーターの口径</td><td>負担金</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>75ミリメートル以上</td><td><u>管理者</u>が別に定める額</td></tr> </table>	メーターの口径	負担金	(略)	(略)	75ミリメートル以上	<u>管理者</u> が別に定める額	(負担金の納期) 第4条 負担金は、工事申込みの際徴収する。ただし、<u>町長</u>が特別の理由があると認めるときは、工事後徴収することができる。 (負担金の減免) 第5条 <u>町長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、負担金を減免することができる。 別表(第3条関係) <table border="1"> <tr> <td>メーターの口径</td><td>負担金</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>75ミリメートル以上</td><td><u>町長</u>が別に定める額</td></tr> </table>	メーターの口径	負担金	(略)	(略)	75ミリメートル以上	<u>町長</u> が別に定める額
メーターの口径	負担金												
(略)	(略)												
75ミリメートル以上	<u>管理者</u> が別に定める額												
メーターの口径	負担金												
(略)	(略)												
75ミリメートル以上	<u>町長</u> が別に定める額												

■議案第18号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和5年5月に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

【改正内容】

地方自治法の一部改正により会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことに伴い、育児休業を取得している職員の勤勉手当の支給について、会計年度任用職員の除外規定を削除するとともに、所要の用語の整理を行うものです。

【施行期日等】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）改正後抜粋

（報酬等）

第203条の2 （略）

2・3 （略）

4 普通地方公共団体は、条例で、第1項の者のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

5 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（給料、旅費及び諸手当）

第204条 普通地方公共団体は、（略）その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、（略）、期末手当、勤勉手当、（略）又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

※

地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員：パートタイム会計年度任用職員

地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員：フルタイム会計年度任用職員

四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 7 条 (略) 2 給与条例第34条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第 8 条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u>第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとし、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（四万十町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年規則第42号）第26条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 2 (略)	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 7 条 (略) 2 給与条例第34条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第 8 条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとし、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（四万十町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年規則第42号）第26条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 2 (略)

■議案第19号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【要旨】

令和6年度国民健康保険事業特別会計予算を計上するにあたり、令和12年度の県内国保の保険料水準統一に向けて国保税率を改正する必要があることから、四万十町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

【本町における国保制度の財政運営の課題】

(1) 令和12年度を目標とした保険料水準の県内統一

市町村が市町村ごとにかかった医療費などを参考に保険料を決める現行の国保制度では、市町村間で保険料に格差がつきやすくなります。また、全国に先駆けて人口減少が進行している本県では、今後も加入者の減少が見込まれるため、国保制度の財政運営が不安定になり、急激な保険料負担の増加が起こる可能性があり、このままでは制度運営自体が危ぶまれます。

そこで、市町村内で支え合っていた仕組みを県全体で支え合う仕組みに変え、市町村格差を無くし、急激な保険料負担増加のリスクを減らすことによって、国保を安定的かつ持続可能な制度にするため、令和12年度を目標に保険料水準を統一することで令和4年8月に知事と市町村長が合意しています。

本町の現在の国保税率は、県の示す統一後の保険料水準よりも大幅に低くなっているため、令和12年度に向けて税率改正を行っていく必要があります。

統一後の保険料水準（推計値）と近隣自治体の税率比較

単位：円

	医療分			後期分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
県推計値	8.48%	36,028	23,115	3.96%	16,314	10,467	3.33%	24,423	なし
四万十町	7.9%	16,000	19,800	3.4%	6,400	7,000	2.7%	8,000	5,000
中土佐町	7.35%	22,000	21,000	2.22%	9,000	6,000	2.14%	8,000	5,000
津野町	7.8%	26,000	24,000	3.2%	8,000	8,000	2.2%	8,000	7,000
梶原町	8.4%	26,700	18,000	2.8%	9,000	6,500	2.0%	9,000	3,800
佐川町	7.3%	30,100	20,800	2.5%	10,500	7,200	2.2%	11,600	5,500
いの町	6.8%	33,000	22,000	2.3%	10,000	7,000	2.0%	12,000	6,000
大月町	7.0%	24,000	25,000	3.0%	9,000	10,200	1.43%	9,000	8,000
四万十市	6.4%	22,000	15,000	3.2%	11,000	7,000	2.6%	13,000	6,000

※統一後の保険料水準は令和5年9月時点の推計値

(2) 応能割・応益割の構成割合

国保税は、所得に応じて負担を求める応能割（所得割）と、受益の大きさ（世帯内の被保険者数や世帯単位）で負担を求める応益割（均等割・平等割）で構成されています。

本町では、平成 27 年度の税率改正時において地方税法に規定する標準割合（50 : 50）となるよう改正していますが、8 年が経過したことにより、現在の構成割合は次表のとおり偏りが生じています。

さらに県が運営主体となって保険料水準の県内統一に向けた構成割合の目標値を 43 : 57 に設定したことで、本町の現状との差はさらに拡大しています。

現在の構成割合と目標値の比較

区 分		現在の割合 (A)	目標の割合 (B)	(A) - (B)
基礎課税分（医療分）	応能割	54.2%	43.0%	11.2%
	応益割	45.8%	57.0%	▲11.2%
後期高齢者支援金等 課税分（後期分）	応能割	56.2%	43.0%	13.2%
	応益割	43.8%	57.0%	▲13.2%
介護納付金課税分 （介護分）	応能割	56.6%	43.0%	13.6%
	応益割	43.4%	57.0%	▲13.6%

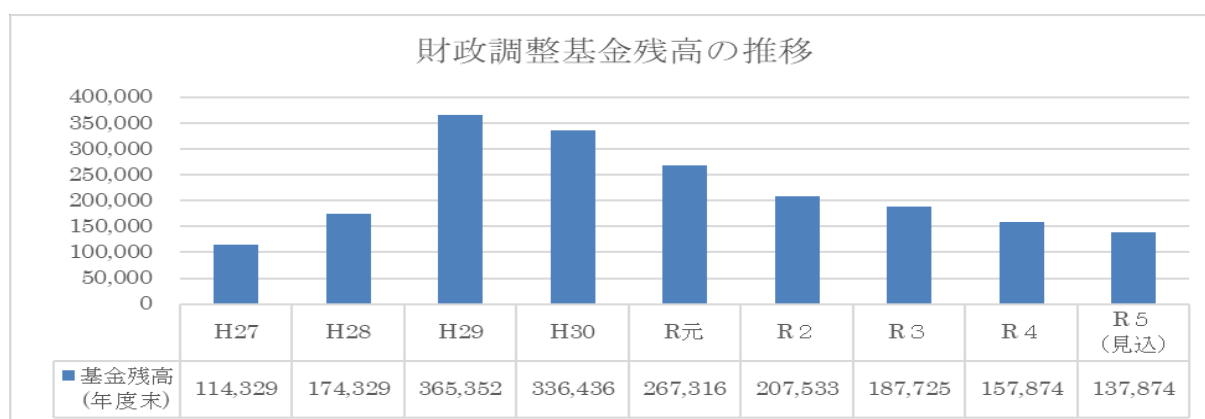
↑ 応能割 : 応益割 = 43 : 57

(3) 財政調整基金の残高

国民健康保険事業は、県が保険給付費等に必要な費用の算定を行い、市町村ごとに決定した「国保事業費納付金」を県に納付する仕組みとなっています。また、「国保事業費納付金」の額から国などの補助金、交付金を差し引いた分を国保税で賄うようになっています。

本町の国保税については、平成 28 年度以降は税率改正を行っておらず、それによる歳入の不足分は「一般会計からの法定外繰入金」と「財政調整基金の取崩しによる基金繰入金」で補填してきました。しかし、近年の被保険者数の減少と、医療の高度化等による 1 人当たりの保険給付費の増加に伴い、基金残高も減少し、令和 12 年度までに枯渇する見込みです。

単位：千円



【条例改正の内容】

保険料水準の県内統一に向けた本町の税率改正は、被保険者の負担が急激に増加することのないよう段階的に県の推計値に近づけていくことを基本方針とし、令和6年度においては、他市町村よりも特に低く設定されている均等割について、「医療分」「後期分」「介護分」それぞれの割合を改正することとします。

(1) 改正後の税率比較

区 分		改正前	改正後	備 考
基礎課税分 (医療分)	所得割	7.9%	改定なし	
	均等割	16,000 円	20,000 円	4,000 円の増
	平等割	19,800 円	改定なし	
後期高齢者支援金等課税分 (後期分)	所得割	3.4%	改定なし	
	均等割	6,400 円	8,900 円	2,500 円の増
	平等割	7,000 円	改定なし	
介護納付金課税分 (介護分)	所得割	2.7%	改定なし	
	均等割	8,000 円	11,000 円	3,000 円の増
	平等割	5,000 円	改定なし	

(2) 応能割・応益割の構成割合の比較

区分	改正前		改正後	
	応能割 (所得割)	応益割 (均等・平等割)	応能割 (所得割)	応益割 (均等・平等割)
医療分	54.2%	45.8%	52.4%	47.6%
後期分	56.2%	43.8%	52.4%	47.6%
介護分	56.6%	43.4%	52.4%	47.6%

【税率改正による令和6年度予算への影響】

税率改正後は、基金の取崩し及び一般財源からの法定外繰入で補っている財源を39,536千円から11,168千円に減額することができる見込みであり、今後の国保事業の安定的運営に寄与することが期待されます。

税率改正による国保事業費納付金に対する国保税充当率の比較

区分	改正前	改正後
国保事業費納付金(推計)	431,850,272 円	431,850,272 円
国保税収納見込額	392,314,498 円	420,682,477 円
差額	39,535,774 円	11,167,795 円
充当率	90.8%	97.4%

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

改 正 後	改 正 前
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,900円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 (略) (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者)に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>16,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,400円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,000円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 (略) (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者)に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

改正後	改正前
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,000円</u> イ (略) ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,230円</u> エ (略) オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,700円</u> カ (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>10,000円</u> イ (略) ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,450円</u> エ (略) オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,500円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>11,200円</u> イ (略) ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,480円</u> エ (略) オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,600円</u> カ (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>8,000円</u> イ (略) ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3,200円</u> エ (略) オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,000円</u>

改正後	改正前
カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,000円</u> イ (略) ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,780円</u> エ (略) オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,200円</u> カ (略) 2 (略)	カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3,200円</u> イ (略) ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,280円</u> エ (略) オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,600円</u> カ (略) 2 (略)

■議案第20号 介護保険条例の一部を改正する条例について

【要旨】

介護保険制度において、保険料は個人の所得段階区分に応じた金額を負担することとなっており、今後も制度の持続可能性を確保するためには、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要とされています。

この度、令和6年1月19日付け介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、第1号被保険者の所得段階は現行の9段階から13段階へ多段階化され、低所得者層である第1段階から第3段階までに係る乗率を引き下げる一方、高所得者層である第9段階を、第9段階から第13段階までに細分化し、第10段階から第13段階までにかかる乗率を高く設定されました。この見直しに基づき、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者層の負担軽減を図ります。

今回の改正に伴い、本町における第9期介護保険事業計画期間中（令和6年度～令和8年度）の保険料について、次のように設定し、円滑な介護保険事業運営に努めるものです。

【主な改正内容】

第1号被保険者の保険料について

本町においては、高齢者人口及び要介護認定者数の減少等に伴い介護給付費も減少傾向であることから、介護保険事業財政調整基金を活用し、月額基準額は5,800円とします。この基準額をもとに算出した各段階の保険料は、以下のとおりです。

所得段階	所得金額	乗率	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者かつ世帯全員住民税非課税 世帯全員住民税非課税かつ本人課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80万円以下	0.285	19,900円
第2段階	世帯全員住民税非課税かつ本人課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.485	33,800円
第3段階	世帯全員住民税非課税かつ本人課税年金収入額 と合計所得金額の合計が120万円超	0.685	47,700円
第4段階	本人住民税非課税かつ課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下で、世帯に住民税課 税者あり	0.9	62,600円
第5段階	本人住民税課税かつ課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円超で、世帯に住民税課税者 あり	1	69,600円

第 6 段階	本人住民税課税かつ合計所得金額が 120 万円未満	1. 2	83, 500 円
第 7 段階	本人住民税課税かつ合計所得金額が 210 万円未満	1. 3	90, 400 円
第 8 段階	本人住民税課税かつ合計所得金額が 320 万円未満	1. 5	104, 400 円
第 9 段階	本人住民税課税かつ合計所得金額が 420 万円未満	1. 7	118, 300 円
第 10 段階	本人住民税課税かつ合計所得金額が 520 万円未満	1. 9	132, 200 円
第 11 段階	本人住民税課税かつ合計所得金額が 620 万円未満	2. 1	146, 100 円
第 12 段階	本人住民税課税かつ合計所得金額が 720 万円未満	2. 3	160, 000 円
第 13 段階	本人住民税課税かつ合計所得金額が 720 万円以上	2. 4	167, 000 円

※第 1 段階から第 3 段階までの乗率は、公費負担による軽減措置分を含みます。

【施行期日】

令和 6 年 4 月 1 日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(町が行う介護保険) 第1条 (略) 第2条 (略) (介護認定審査会の設置等) 第3条 (略) (保険料率) 第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>31,700円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>47,700円</u> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>48,100円</u> (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>62,600円</u> (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>69,600円</u>	<u>目次</u> <u>第1章 総則 (第1条・第2条)</u> <u>第2章 介護認定審査会 (第3条)</u> <u>第3章 保険料 (第4条—第12条)</u> <u>第4章 雑則 (第13条)</u> <u>第5章 罰則 (第14条—第18条)</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> (町が行う介護保険) 第1条 (略) 第2条 (略) <u>第2章 介護認定審査会</u> (介護認定審査会の設置等) 第3条 (略) <u>第3章 保険料</u> (保険料率) 第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>54,000円</u> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u> (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>64,800円</u> (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>72,000円</u>

改正後	改正前
(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>83,500円</u> (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>90,400円</u> (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>104,400円</u> (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>118,300円</u> (10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者 132,200円</u> (11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者 146,100円</u> (12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者 160,000円</u> (13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者 167,000円</u>	(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>86,400円</u> (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>93,600円</u> (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>108,000円</u> (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>122,400円</u>
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,900円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,900円</u>」とあるのは、「<u>33,800円</u>」と読み替えるものとする。	2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,600円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>36,000円</u>」と読み替えるものとする。
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,900円</u>」とあるのは、「<u>47,700円</u>」と読み替えるものとする。 (委任) 第13条 (略) 第14条 (略)	4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>50,400円</u>」と読み替えるものとする。 第4章 総則 (委任) 第13条 (略) 第5章 罰則 第14条 (略)

■議案第21号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について

【要旨】

介護保険法(平成9年法律第123号)第58条第2項の規定に基づき、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準が改正されました。

この改正により、指定介護予防支援に要する費用の単位が変更となり、介護予防サービス計画の作成にかかる手数料について見直しを行うため、条例を改正するものです。

【改正内容】

別表中、介護予防サービス計画の作成に係る手数料を次のとおり改定します。

初	回	1件 7,420円(改正前:7,380円)
2回目以降		1件 4,420円(改正前:4,380円)

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【参考法令等】

介護保険法(抜粋)

(介護予防サービス計画費の支給)

第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村)の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

2 介護予防サービス計画費の額は、指定介護予防支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防支援に要した費用の額とする。)とする。

3～8 (略)

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（抜粋）

別表

指定介護予防支援介護給付費単位数表

介護予防支援費

イ 介護予防支援費（1月につき） 442単位

注1 介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）について、所定単位数を算定する。

2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、介護予防支援費は、算定しない。

ロ 初回加算 300単位

注 指定介護予防支援事業所（基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。ハにおいて同じ。）において、新規に介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。ハにおいて同じ。）を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

※ 1単位＝10円

四万十町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分	事務	単位	金額		区分	事務	単位	金額	
(略)					(略)				
介護保険	介護予防サービス計画の作成	初回	1件につき	<u>7,420円</u>	介護保険	介護予防サービス計画の作成	初回	1件につき	<u>7,380円</u>
		2回目以降	1件につき	<u>4,420円</u>			2回目以降	1件につき	<u>4,380円</u>
(略)					(略)				

■議案第22号 四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の公布に伴い、条例の改正を行うものです。

【改正内容】

① 介護支援専門員1人当たりの取扱件数

基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直します。

ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に1／3を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とします。

イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に1／3を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とします。

② 管理者の兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化します。

③ 公正中立性の確保のための取組の見直し

事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とします。

- ・前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合
- ・前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合

④ 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けます。

⑤ 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とします。

ア 利用者の同意を得ること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- ・利用者の心身の状態が安定していること。
- ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。
- ・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

⑥ 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けます。その際、1年の経過措置を設けることとします。

①から⑥までのほか、その他所要の規定の整備を行います。

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

介護保険法（平成9年法律第123号）抜粋

（特例居宅介護サービス計画費の支給）

第47条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。

（1） 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第81条第1項の市町村の条例で定める員数及び同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

（2）～（3） （略）

2 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

（1） 基準該当居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

（2） 基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第81条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

（1） 指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

（2） 指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

[illegible]

改正後	改正前
3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。 (管理者) 第6条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と<u>他の事業所の職務に従事する場合(当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者</u>又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること	(管理者) 第6条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と<u>同一の敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者</u>又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)</u>がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の

改正後	改正前
等につき説明を	数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数 のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。
3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。	3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下こ	4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下こ

改正後	改正前
の条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。 この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合)にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)	の条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。 この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合)にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
6 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。	5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。
7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業	6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業

改正後	改正前
者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 <u>8</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 <u>9</u> 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第16条 (略) (1)・(2) (略) <u>(2)の2</u> 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 <u>(2)の3</u> 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (3)～(14) (略)	者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 <u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 <u>8</u> 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第16条 (略) (1)・(2) (略) (3)～(14) (略)

改正後	改正前
(15) (略) ア 少なくとも1月に1回、利用者 <u> </u> に面接すること。 イ <u>アの規定による面接は、利用者の居室を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居室を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居室を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u> (ア) <u>テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u> (イ) <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u> (i) <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u> (ii) <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u> (iii) <u>介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u> <u>立</u> 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 (16)～(20) (略) (20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める	(15) (略) ア 少なくとも1月に1回、利用者の<u>居室を訪問し、利用者</u>に面接すること。 <u>1</u> 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 (16)～(20) (略) (20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める

改正後	改正前
割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が町長が定める基準に該当する場合であつて、かつ、<u>町</u>からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を<u>町</u>に届け出なければならない。 (21)～(28) (略) (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。 (30) (略) (揭示) 第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u> を掲示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u> 3 <u>指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (記録の整備) 第32条 (略)	割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が町長が定める基準に該当する場合であつて、かつ、<u>市町村</u>からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を<u>市町村</u>に届け出なければならない。 (21)～(28) (略) (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</u> (30) (略) (揭示) 第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>を掲示しなければならない。</u> 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する</u>重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 (記録の整備) 第32条 (略)

改正後	改正前
2 (略) (1)・(2) (略) (3) <u>第16条第1項第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) <u>第19条の規定による</u> 町への通知に係る記録 (5) <u>第29条第2項の規定による</u> 苦情の内容等の記録 (6) <u>第30条第2項の規定による</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (電磁的記録) 第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たたる者（次項において「指定居宅介護支援事業者」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 により行うことができる。	2 (略) (1)・(2) (略) (3) <u>第19条に規定する</u> 町への通知に係る記録 (4) <u>第29条第2項に規定する</u> 苦情の内容等の記録 (5) <u>第30条第2項に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (電磁的記録) 第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たたる者（次項において「指定居宅介護支援事業者」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は 想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。
2 (略)	2 (略)

■議案第23号 四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の公布に伴い、条例の改正を行うものです。

【改正内容】

① 介護予防支援の円滑な実施

指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準については、次のとおりとします。

- ・事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならない。
- ・常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。
- ・管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならない。

② 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けます。その際、1年の経過措置を設けることとします。

③ 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けます。

④ 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とします。

ア 利用者の同意を得ること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- ・利用者の心身の状態が安定していること。
- ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。
- ・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも6月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

①から④までのほか、その他所要の規定の整備を行います。

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

介護保険法（平成9年法律第123号）抜粋

（特例介護予防サービス計画費の支給）

第59条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

（1） 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

（2）・（3） （略）

2 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

（1） 基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

（2） 基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第115条の24 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

（1） 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

（2） 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四万十町介護保険法に基づく指定介護予防防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(従業者の員数) 第3条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防防支援事業者は、当該指定に係る事業所 ごとに1以上の員数の指定介護予防防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防防支援の提供に当た <u>る必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u> (管理者)	(従業者の員数) 第3条 指定介護予防防支援事業者は、当該指定に係る事業所 <u>(以下「指定介護予防防支援事業所」という。)</u> ごとに1以上の員数の指定介護予防防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。
(管理者) 第4条 指定介護予防防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防防支援事業所」という。）</u> ごとに常勤の管理者を置かなければならない。	(管理者) 第4条 指定介護予防防支援事業者は、<u>指定介護予防防支援事業所</u> ごとに常勤の管理者を置かなければならない。
2 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防防支援事業者が<u>前項の規定により置く</u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならず、指定介護予防防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防防支援事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防防支援事業者である地域包括支援センターの業務に従事することができるものとする。	2 <u>前項に規定する</u> 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならず、指定介護予防防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防防支援事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防防支援事業者である地域包括支援センターの業務に従事することができるものとする。
3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならず、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等</u>	

改正後	改正前
やむを得ない理由がある場合には、<u>介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）</u>を第1項に規定する管理者とすることができる。 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。 ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <u>(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u> <u>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第5条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者</u>又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者</u>又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員（<u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。</u>）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 (略)	(内容及び手続の説明及び同意) 第5条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者</u>又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者</u>又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る担当職員 の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 (略)

改正後	改正前
(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
(利用料等の受領)	(利用料等の受領)
第11条（略）	第11条（略）
2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。	
3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	
（保険給付の請求のための証明書の交付） 第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 （指定介護予防支援の業務の委託）	（保険給付の請求のための証明書の交付） 第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 （指定介護予防支援の業務の委託）
第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(3)（略）	第13条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(3)（略）

改正後	改正前
(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定<u>(第31条第28号の規定を除く。)</u>を遵守するよう措置させなければならぬこと。 (揭示)	(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定<u>を遵守するよう措置させなければならぬこと。</u> (揭示)
第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u> 3 <u>指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u>	第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>を掲示しなければならない。</u> 2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する</u>重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。
(記録の整備) 第29条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) ア～ウ (略) エ 第31条第14号の規定による評価の結果の記録 (3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第31条2号の2及び2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第16条の規定による町への通知に係る記録	(記録の整備) 第29条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) ア～ウ (略) エ 第31条第14号に規定する 評価の結果の記録 (3) 第16条に規定する 町への通知に係る記録

改正後	改正前
(5) 第26条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 第27条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第31条 (略) (1) (略) (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (3)～(14) (略) (15) (略) ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回 用者に面接すること。 イ アの規定による面接は、利用者の居室を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居室を訪問し、面接するときは、	(4) 第26条第2項に規定する 苦情の内容等の記録 (5) 第27条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第31条 (略) (1) (略) (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 (3)～(14) (略) (15) (略) ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居室を訪問し、利用者に面接すること。

改正後	改正前
利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。 (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 (i) 利用者の心身の状況が安定していること。 (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 (iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 エ 利用者の居宅を訪問しない月（<u>イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面談する月を除く。</u>）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準	イ 利用者の居宅を訪問しない月 においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

改正後	改正前
<u>正</u> 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 (16)～(27) (略) <u>(28) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防防支援助事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u> (電磁的記録等)	<u>正</u> 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 (16)～(27) (略)
第34条 指定介護予防防支援助事業者及び指定介護予防防支援助の提供に当てる者並びに基準該当介護予防防支援助の事業を行う者及び基準該当介護予防防支援助の提供に当てる者(次項において「指定介護予防防支援助事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ、情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(前条において準用する場合を含む。))及び第31条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録	(電磁的記録等) 第34条 指定介護予防防支援助事業者及び指定介護予防防支援助の提供に当てる者並びに基準該当介護予防防支援助の事業を行う者及び基準該当介護予防防支援助の提供に当てる者(次項において「指定介護予防防支援助事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ、情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条(前条において準用する場合を含む。))及び第31条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
2 (略)	2 (略)

■議案第24号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の公布に伴い、条例の改正を行うものです。

【改正内容】

1. 全サービス共通

① 管理者の兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化します。

② 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けます。その際、1年の経過措置を設けることとします。

2. 通所系サービス

① 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けます。

3. 訪問系サービス

① 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けます。

4. 多機能系サービス

① 管理者の兼務

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型

を限定しないこととします。

② 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付けます。その際、1年の経過措置を設けることとします。

③ 介護現場の生産性の向上

介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年の経過措置を設けることとします。

④ サービス内容の明確化

看護小規模多機能型居宅介護について、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行います。

5. 居住系サービス

① 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行います。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとします。

i 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

ii 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととします。

ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとし

ます。

② 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとします。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けます。

③ 介護現場の生産性の向上

介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けます。その際、3年の経過措置を設けることとします。

④ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化

地域密着型特定施設入居者生活介護について、テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等のテクノロジーの複数活用、職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに1以上であること」を「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とすることとします。

6. 施設系サービス

① 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対

応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務付けます。

② 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行います。

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（iiiの要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととします。）。その際、3年の経過措置を設けます。

i 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

ii 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

iii 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととします。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとします。

③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとします。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けます。

④ 介護現場の生産性の向上

介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備する

ため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年の経過措置を設けることとします。

⑤ ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニットケアの質向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととします。

7. その他所要の改正

1 から 6 までのほか、その他所要の規定の整備を行います。

【施行期日】

令和 6 年 4 月 1 日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

介護保険法（平成9年法律第123号）抜粋

（共生型地域密着型サービス事業者の特例）

第78条の2の2 地域密着型通所介護その他厚生労働省令で定める地域密着型サービスに係る事業所について、児童福祉法第21条の5の3第1項の指定（当該事業所により行われる地域密着型サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害児通所支援に係るものに限る。）又は障害者総合支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行われる地域密着型サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害福祉サービスに係るものに限る。）を受けている者から当該事業所に係る前条第1項（第78条の12において準用する第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける前条第4項（第78条の12において準用する第70条の2第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、前条第4項第2号中「第78条の4第1項の」とあるのは「次条第1項第1号の指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る」と、「若しくは同項」とあるのは「又は同号」と、「員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準」とあるのは「員数」と、同項第3号中「第78条の4第2項又は第5項」とあるのは「次条第1項第2号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

- （1） 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る市町村の条例で定める基準及び市町村の条例で定める員数を満たしていること。
 - （2） 申請者が、市町村の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができると認められること。
- 2 市町村が前項各号の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- （1） 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
 - （2） 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積
 - （3） 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
 - （4） 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

- (5) 指定地域密着型サービスの事業(第3号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- (1) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

- (2) 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

- (3) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

- (4) 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

- (5) 指定地域密着型サービスの事業(第3号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準(指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

5 市町村は、第3項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 (略) (1)～(10) (略)	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 (略) (1)～(10) (略) <u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u>
<u>(11) 介護医療院</u> 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たたる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一<u>敷地</u>内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の業務に従事することができる。 (管理者)	<u>(12) 介護医療院</u> 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たたる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一<u>施設</u>内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の業務に従事することができる。 (管理者)
第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業ごとに専らその業務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の業務に従事し、又は <u>他の事業所、施設等の業務に従事すること</u>ができる。	第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業ごとに専らその業務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の業務に従事し、又は <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事すること</u>ができる。

改正後	改正前
(内容及び手続の説明及び同意) 第9条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体 (電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 (略) (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針) 第24条 (略) (1)～(7) (略) (8) <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u> (9) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (10) <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u> (11) <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理</u>	(内容及び手続の説明及び同意) 第9条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 (略) (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針) 第24条 (略) (1)～(7) (略) (8) <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u> (9) <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理</u>

改正後	改正前
方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。 (揭示)	方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。 (揭示)
第34条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。 2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項を記載した書面を当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u> 3 <u>指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u>	第34条 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</u>を掲示しなければならない。 2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u>
(記録の整備) 第42条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)・(4) (略)	(記録の整備) 第42条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3)・(4) (略)
(5) 第24条第1項第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (6) 第28条の規定による 町への通知に係る記録 (7) 第38条第2項の規定による 苦情の内容等の記録	(5) 第28条に規定する 町への通知に係る記録 (6) 第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

改正後	改正前
<u>(8)</u> 第40条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (訪問介護員等の員数) 第47条 (略) 2・3 (略) 4 (略) (1)～(10) (略) <u>(11)</u> 介護医療院 5～7 (略) (管理者)	<u>(7)</u> 第40条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (訪問介護員等の員数) 第47条 (略) 2・3 (略) 4 (略) (1)～(10) (略) <u>(11)</u> <u>指定介護療養型医療施設</u> <u>(12)</u> 介護医療院 5～7 (略) (管理者)
第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の業務又は <u>他の事業所、施設等</u>（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該 <u>他の事業所、施設等</u> などの業務に一体的に運営している場合に限る。）の業務に従事することができ、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（県指定居宅サービス等基準条例第7条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の業務に従事することができるものとする。 (指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)	第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の業務又は <u>同一敷地内の他の事業所、施設等</u>（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該 <u>同一敷地内</u> の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の業務に従事することができ、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（県指定居宅サービス等基準条例第7条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の業務に従事することができるものとする。 (指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)
第51条 (略)	第51条 (略)

改正後	改正前
(1)～(4) (略) <u>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。</u> <u>(7) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u> <u>(8) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。</u> <u>(9) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。</u> (記録の整備) 第58条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した身体的なサービスの内容等の記録 <u>(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そ</u>	(1)～(4) (略) <u>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u> <u>(6) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（県指定居宅サービス等基準条例第67条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。</u> <u>(7) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。</u> (記録の整備) 第58条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u> 提供した身体的なサービスの内容等の記録

改正後	改正前
<u>の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (管理者) 第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業者ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は <u>他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</u> (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (7) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩	(3) 次条において準用する第28条に規定する 町への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (管理者) 第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業者ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</u> (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 (略) (1)～(4) (略) (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩

改正後	改正前
に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。 <u>(8)</u> 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況の的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に<u>提供する</u>。 特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。 （記録の整備） 第59条の19（略） 2（略） （1）（略） （2）次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した身体的なサービスの内容等の記録 <u>(3)</u> 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>(4)</u> 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録 <u>(5)</u> 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 <u>(6)</u> 前条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>(7)</u> 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。 <u>(6)</u> 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況の的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に<u>提供するものとする</u>。<u>この場合において、</u>特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。 （記録の整備） 第59条の19（略） 2（略） （1）（略） （2）次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した身体的なサービスの内容等の記録 <u>(3)</u> 次条において準用する第28条に<u>規定する</u>町への通知に係る記録 <u>(4)</u> 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 <u>(5)</u> 前条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置に<u>ついての記録</u> <u>(6)</u> 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

改正後	改正前
(準用) 第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たたる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するとき」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第4号中</u>「次条において準用する第28条」とあるのは「<u>第28条</u>」と、<u>同項第5号中</u>「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。	(準用) 第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たたる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するとき」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第3号中</u>「次条において準用する第28条」とあるのは「<u>第28条</u>」と、<u>同項第4号中</u>「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
(管理者) 第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</u> 2・3 (略) (指定療養通所介護の具体的取扱方針) 第59条の30 (略) (1)・(2) (略) <u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>(5) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u> <u>(6) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者</u><u>の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</u> <u>(7) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</u>	(管理者) 第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</u> 2・3 (略) (指定療養通所介護の具体的取扱方針) 第59条の30 (略) (1)・(2) (略) <u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u> <u>(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び利用者</u><u>が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</u> <u>(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。</u>

改正後	改正前
(記録の整備) 第59条の37 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(5) 次条において準用する第28条の規定による</u>町への通知に係る記録 <u>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録 <u>(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>(8) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> (管理者) 第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の他の業務に従事し、又は <u>他の事業所、施設等の業務に従事</u>することができる。 2 (略)	(記録の整備) 第59条の37 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(4) 次条において準用する第28条に規定する</u> 町への通知に係る記録 <u>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する</u> 苦情の内容等の記録 <u>(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u> (管理者) 第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の他の業務に従事し、又は <u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の業務に従事することができる。 2 (略)

改正後	改正前
(利用定員等) 第65条 (略)	(利用定員等) 第65条 (略)
2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）<u>、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）</u>、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）<u>、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者</u>でなければならない。 (管理者)	2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）<u>、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）</u>、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）<u>、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは</u> <u>指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者</u>でなければならない。 (管理者)
第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること</u>ができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。	第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること</u>ができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

改正後	改正前
2 (略) (指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第70条 (略) (1)～(4) (略) <u>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>(7) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u> <u>(8) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</u> (記録の整備) 第79条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的サービスの内容等の記録 <u>(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る</u> 記録	2 (略) (指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針) 第70条 (略) (1)～(4) (略) <u>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u> <u>(6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。</u> (記録の整備) 第79条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的サービスの内容等の記録 <u>(3) 次条において準用する第28条に規定する町への通知に係る</u> 記録

改正後		改正前															
<u>(5)</u> 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 <u>(6)</u> 次条において準用する第59条の18第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>(7)</u> 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (従業者の員数等) 第82条 (略) 2～5 (略) 6 (略)	<table><tr><th>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地宅介護事業所に域密着型介護老人福祉施設、指定介護中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</th><th>介護職員</th></tr><tr><td>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</td><td></td></tr><tr><td>又は介護医療院</td><td></td></tr><tr><td>(2) (略)</td><td>(略)</td></tr></table>	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地宅介護事業所に域密着型介護老人福祉施設、指定介護中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	介護職員	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設		又は介護医療院		(2) (略)	(略)	<u>(4)</u> 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 <u>(5)</u> 次条において準用する第59条の18第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>(6)</u> 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (従業者の員数等) 第82条 (略) 2～5 (略) 6 (略)	<table><tr><th>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地宅介護事業所に域密着型介護老人福祉施設、指定介護中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</th><th>介護職員</th></tr><tr><td>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>又は介護医療院</td><td></td></tr><tr><td>(2) (略)</td><td>(略)</td></tr></table>	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地宅介護事業所に域密着型介護老人福祉施設、指定介護中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	介護職員	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院		(2) (略)	(略)
		指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地宅介護事業所に域密着型介護老人福祉施設、指定介護中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	介護職員														
		指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設															
		又は介護医療院															
		(2) (略)	(略)														
指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地宅介護事業所に域密着型介護老人福祉施設、指定介護中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	介護職員																
指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院																	
(2) (略)	(略)																
7 (略)	7 (略)																
8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間 <u>及び</u> 深夜の時間帯を通じて本体事業所に宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第191条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型	8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間 <u>興津出張所</u> 深夜の時間帯を通じて本体事業所に宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第191条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型																

改正後	改正前
居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 (管理者)	居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 (管理者)
第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u>	第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)</u>若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができる。
2 (略) 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、<u>第192条第3項</u>及び第193条において同	2 (略) 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、<u>第192条第2項</u>及び第193条において同

改正後	改正前
じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。 (指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第92条 (略) (1)～(4) (略) (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の<u>身体的拘束</u>等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 <u>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>(8) 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</u> <u>(9) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービス</u>	じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に町長が定める研修を修了しているものでなければならぬ。 (指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第92条 (略) (1)～(4) (略) (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体</u>の<u>拘束</u>その他<u>利用者の行動を制限する行為（以下「身体</u>の<u>拘束等」という。）</u>を行ってはならない。 (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の<u>身体</u>の<u>拘束</u>等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 <u>(7) 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</u> <u>(8) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービス</u>

改正後	改正前
を利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。 <u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u> <u>第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため</u> <u>の委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす</u> <u>る。）を定期的に開催しなければならない。</u> (記録の整備) 第107条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的サービスの内容等の記録 (4) 第92条第6号の<u>規定による身体的拘束</u>等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第28条の<u>規定による</u>町への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	を利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。 (記録の整備) 第107条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 次条において準用する第20条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的サービスの内容等の記録 (4) 第92条第6号に<u>規定する身体</u>の<u>拘束</u>等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第28条に<u>規定する</u>町への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (7) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

改正後	改正前
(8) (略) (管理者)	(8) (略) (管理者)
第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は <u>他の事業</u> 所、施設等 <u>若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> の職務に従事することができる。	第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> の職務に従事することができる。
2・3 (略) (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)	2・3 (略) (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)
第117条 (略) 2～4 (略)	第117条 (略) 2～4 (略)
5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体的拘束</u> 等を行ってはならない。	5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体</u> の <u>拘束</u> 等を行ってはならない。
6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の <u>身体的拘束</u> 等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の <u>身体</u> の <u>拘束</u> 等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
7・8 (略) (管理者による管理)	7・8 (略) (管理者による管理)
第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）指定介護予防サービス若しくは指定地域密	第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）指定介護予防サービス若しくは指定地域密

改正後	改正前
着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>当該共同生活住居の管理上</u>	着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上
支障がない場合は、この限りでない。 (協力医療機関等)	支障がない場合は、この限りでない。 (協力医療機関等)
第125条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関	第125条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関 <u>(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。)</u> を定めておかなければならない。
ならない。	ならない。
2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。	2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。	(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。	3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。
4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条	4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条

改正後	改正前
<u>第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u>	
5 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u>	
6 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合には、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u>	
7 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関</u>	2 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。</u>
8 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</u> （記録の整備） 第127条 （略） 2 （略） （1） （略） （2） 第115条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） 第117条第6項の<u>規定による身体的拘束</u>等の態様及び時間、そ	3 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間で連携及び支援の体制を整えなければならない。</u> （記録の整備） 第127条 （略） 2 （略） （1） （略） （2） 第115条第2項に<u>規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） 第117条第6項に<u>規定する身体</u>の<u>拘束</u> 等の態様及び時間、そ

改正後	改正前
の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第28条の<u>規定による</u>町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第40条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、<u>第104条及び第106条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるもの	の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第28条に<u>規定する</u>町への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第40条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) (略) (準用) 第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条<u>及び第104条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるもの

改正後	改正前
るものとする。 (従業者の員数) 第130条 (略) 2～6 (略) 7 (略) (1) (略) (2) 介護医療院 介護支援専門員 8～10 (略)	とする。 (従業者の員数) 第130条 (略) 2～6 (略) 7 (略) (1) (略) (2) 病院 介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。) (3) 介護医療院 介護支援専門員 8～10 (略)
(2) 介護医療院 介護支援専門員 8～10 (略) 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号イの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。 (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ア 利用者の安全及びケアの質の確保 イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮 ウ 緊急時の体制整備 エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検 オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修 (2) 介護機器を複数種類活用していること。 (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担	

改正後	改正前
<u>を行っていること。</u> <u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u> (管理者)	(管理者)
第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は <u>他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）</u>若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるとする。 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)	第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）</u>若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるとする。 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)
第138条 (略) 2・3 (略) 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の<u>身体的拘束</u>等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (協力医療機関等)	第138条 (略) 2・3 (略) 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体</u>の<u>拘束等</u>を行ってはならない。 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の<u>身体</u>の<u>拘束</u>等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (協力医療機関等)
第147条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の	第147条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の

改正後	改正前
病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関	病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている医療機関をいう。）を定
めておかなければならない。	めておかなければならない。
2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。	
(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。	
(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	
3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。	
4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。	
5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	
6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快	

改正後	改正前
<u>し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u>	
<u>7 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関</u>	<u>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意され、利用者が歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。</u>
<u>を定めておくよう努めなければならない。</u>	ない。
(記録の整備)	(記録の整備)
第148条 (略)	第148条 (略)
2 (略)	2 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2) 第136条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(3) 第138条第5項に規定する身体の拘束 等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 第146条第3項の規定による結果等の記録	(4) 第146条第3項に規定する 結果等の記録
(5) 次条において準用する第28条の規定による町への通知に係る記録	(5) 次条において準用する第28条に規定する 町への通知に係る記録
(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録	(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録
(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(8) (略)	(8) (略)
(準用)	(準用)
第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から	第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から

改正後	改正前
第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第99条及び第106条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第151条 (略) 2～7 (略) 8 (略) (1)・(2) (略) (3) 病院 栄養士又は 管理栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。)	第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び<u>第99条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第151条 (略) 2～7 (略) 8 (略) (1)・(2) (略) (3) 病院 栄養士若しくは 管理栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。) <u>又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</u>
9～17 (略) (設備) 第152条 (略) (1)～(5) (略)	9～17 (略) (設備) 第152条 (略) (1)～(5) (略)

改正後	改正前
(6) 医務室 医療法 <u>(昭和23年法律第205号)</u> 第1条の5第2項に規定する診療所とすることし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。 (7)～(9) (略) 2 (略) (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第157条 (略) 2・3 (略) 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束</u>等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の<u>身体的拘束</u>等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (緊急時等の対応) 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び<u>協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関</u>との連携方法その他の緊急時等にお	(6) 医務室 医療法 第1条の5第2項に規定する診療所とすることし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。 (7)～(9) (略) 2 (略) (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第157条 (略) 2・3 (略) 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体</u>の<u>拘束</u>等を行ってはならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の<u>身体</u>の<u>拘束</u>等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (緊急時等の対応) 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等にお

改正後	改正前
ける対応方法を定めておかねばならない。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。 (管理者による管理) 第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の業務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>他の事業所、施設等又は本体施設の業務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</u> (計画担当介護支援専門員の責務) 第167条 (略) (1)～(4) (略) (5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。 (6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。 (7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。 (協力医療機関等) 第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）	ける対応方法を定めておかねばならない。 (管理者による管理) 第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の業務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の業務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</u> (計画担当介護支援専門員の責務) 第167条 (略) (1)～(4) (略) (5) 第157条第5項に規定する身体の拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 (6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。 (7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 (協力病院等) 第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が

改正後	改正前
を定めておかねばならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った町長に届け出なければならない。 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能な場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。	合意されている病院をいう。)を定めておかねばならない。

改正後	改正前
<u>6</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関 関 _____を定めておくよう努めなければならない。 (記録の整備) 第176条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 第155条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容 等の記録 (3) 第157条第5項の<u>規定による身体的拘束</u>等の態様及び時間、そ の際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第28条の<u>規定による</u>町への通知に係る 記録 (5) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容 等の記録 (6) 前条第3項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録 (7) (略) (準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条 の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、 第59条の15、<u>第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2</u>の規 定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合 において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは 「運営規程（第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34	2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機 関 (<u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、利用者が歯科治 療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関を いう。</u>) を定めておくよう努めなければならない。 (記録の整備) 第176条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 第155条第2項に<u>規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容 等の記録 (3) 第157条第5項に<u>規定する身体拘束</u> 等の態様及び時間、そ の際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第28条に<u>規定する</u> 町への通知に係る 記録 (5) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u> 苦情の内容 等の記録 (6) 前条第3項に<u>規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録 (7) (略) (準用) 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条 の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、 第59条の15<u>及び第59条の17第1項から第4項まで</u>の 規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場 合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるの は「運営規程（第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第

改正後	改正前
条第1項において同じ。)と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)	34条第1項において同じ。)と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)
第182条 (略) 2～5 (略)	第182条 (略) 2～5 (略)
6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束</u>等を行ってはならない。	6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体</u>の<u>拘束</u>等を行ってはならない。
7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の<u>身体的拘束</u>等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の<u>身体</u>の<u>拘束</u>等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
8・9 (略) (勤務体制の確保等)	8・9 (略) (勤務体制の確保等)
第187条 (略) 2～4 (略)	第187条 (略) 2～4 (略)
5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット	5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット

改正後	改正前
<u>型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u> 6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (準用) 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第106条の2</u>、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第	5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (準用) 第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第</u>

改正後	改正前
158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>法第8条第23項第1号に規定するもの</u>）に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、県指定居宅サービス等基準条例第66条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならぬ。 （従業者の員数等） 第191条 （略） 2～6 （略） 7 （略） （1）～（3） （略） <u>（4） 介護医療院</u> 8～14 （略）	158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。 第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護</u>に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、県指定居宅サービス等基準条例第66条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならぬ。 （従業者の員数等） 第191条 （略） 2～6 （略） 7 （略） （1）～（3） （略） <u>（4） 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> <u>（5） 介護医療院</u> 8～14 （略）

改正後	改正前
(管理者) 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>他の事業所、施設等</u> 従事することができる。 (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第197条 (略) (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を</u> 受当適切に行うものとする。 (2)～(4) (略) (5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束</u>等を行ってはならない。 (6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の<u>身体的拘束</u>等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	(管理者) 第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等</u> の職務に従事することができる。 (指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第197条 (略) (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で</u> 受当適切に行うものとする。 (2)～(4) (略) (5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体</u>の<u>拘束</u>等を行ってはならない。 (6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の<u>身体</u>の<u>拘束</u>等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

改正後	改正前
<u>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</u> <u>(9) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</u> <u>(10) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第179条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</u> <u>(11) 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。</u>	<u>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。</u> <u>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</u> <u>(9) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</u> <u>(10) 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。</u>

改正後	改正前
<u>(12)</u> 特殊な看護等については、これを行って是不ならない。 (記録の整備) 第201条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 第197条第6号<u>の規定による身体的拘束</u>等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)・(5) (略) (6) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定による</u>提供した身体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>町への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) (略) (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、<u>第106条及び第106条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項に	<u>(11)</u> 特殊な看護等については、これを行って是不ならない。 (記録の整備) 第201条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 第197条第6号<u>に規定する身体</u>の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4)・(5) (略) (6) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定する</u>提供した身体的なサービスの内容等の記録 (7) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>町への通知に係る記録 (8) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 (9) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (10) (略) (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで<u>及び第106条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項に

改正後	改正前
において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。 (電磁的記録等)	において同じ。）」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。 (電磁的記録等)
第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たたる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ、る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的	第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たたる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ、る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）」については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的

改正後	改正前
記録	記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
2 （略）	2 （略）

■議案第25号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の公布に伴い、条例の改正を行うものです。

【改正内容】

① 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、インターネット上での閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けます。その際、1年の経過措置を設けることとします。

② 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行います。

ア 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付けます。その際、1年の経過措置を設けることとします。

イ 通所系サービスについて、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けます。

③ 管理者の兼務

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、（看護）小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととします。

④ 介護現場の生産性の向上

介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けます。その際、3年の経過措置を設けることとします。

⑤ 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行います。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとします。

- i 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ii 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととします。

ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとします。

⑥ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとします。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けます。

①から⑥までのほか、その他所要の規定の整備を行います。

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

介護保険法（平成9年法律第123号）抜粋

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

（1） 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

（2） 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

（3） 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

（4） 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

（5） 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第3号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は	(管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は
2 (略)	2 (略)
(利用定員等)	(利用定員等)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。))若しくは	2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。))若しくは
健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) <u>附則</u>
第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する	第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する
指定介護療養型医療施設	指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運

第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならぬ。 (管理者) 第10条 共用型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるとするほか、当該共用型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</u> 2 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第11条 (略) 2 (略) (1) 略 (2) <u>電磁的記録媒体 (電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 (略) (揭示)	第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならぬ。 (管理者) 第10条 共用型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。 2 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第11条 (略) 2 (略) (1) 略 (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 (略) (揭示)
第32条 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防防認知	第32条 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防防認知

知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>て単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</u> 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u>	知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>を掲示しなければならない。</u> 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。
(記録の整備) 第40条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第24条の規定による町への通知に係る記録 (5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第42条 (略) (1)～(9) (略)	(記録の整備) 第40条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 第21条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第24条に規定する 町への通知に係る記録 (4) 第36条第2項に規定する 苦情の内容等の記録 (5) 第37条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第42条 (略) (1)～(9) (略)

(10) 指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。 (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。	(10) 指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。 (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。
(12) 指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。 (13) 介護予防防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。 (14) 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービスの計画を作成した指定介護予防支援業者に報告しなければならぬ。 (15) 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。 (16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等) 第44条 (略) 2～5 (略)	(12) 指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。 (13) 介護予防防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。 (14) 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービスの計画を作成した指定介護予防支援業者に報告しなければならぬ。 (15) 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。 (16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等) 第44条 (略) 2～5 (略)
(10) 指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。 (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。	(10) 指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。 (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。
(12) 指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。 (13) 介護予防防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。 (14) 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービスの計画を作成した指定介護予防支援業者に報告しなければならぬ。 (15) 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。 (16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等) 第44条 (略) 2～5 (略)	(12) 指定介護予防防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。 (13) 介護予防防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。 (14) 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービスの計画を作成した指定介護予防支援業者に報告しなければならぬ。 (15) 指定介護予防防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。 (16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。 (従業者の員数等) 第44条 (略) 2～5 (略)

6	次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いていときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	<table><tr><th>(1)当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</th><th>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、<u>介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</u></th><th>介護職員</th></tr><tr><td>(2) (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	(1)当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、 <u>介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</u>	介護職員	(2) (略)	(略)	(略)
(1)当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、 <u>介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</u>	介護職員						
(2) (略)	(略)	(略)						
7～13	(略)	(略)						
(管理者)	(略)	(略)						
第45条	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>他の事業所、施設等の職務</u>	第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定</u>						

	期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（県指定居宅サービス等基準条例第67条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。 （身体的拘束等の禁止） 第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u> <u>を行ってはならない。</u>
2	（略）
3	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> （1） <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ</u>

<u>電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> (3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u> 第63条の2 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組に促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的に開催しなければならない。	(記録の整備) 第64条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 次条において準用する第21条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第53条第2項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第24条の<u>規定による</u>町への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第36条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録
(記録の整備) 第64条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 次条において準用する第21条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第53条第2項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第24条に<u>規定する</u>町への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第36条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録	(記録の整備) 第64条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 次条において準用する第21条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 (4) 第53条第2項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (5) 次条において準用する第24条に<u>規定する</u>町への通知に係る記録 (6) 次条において準用する第36条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (管理者)	(7) 次条において準用する第37条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (8) (略) (管理者)
第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができる。 (<u>身体的拘束等の禁止</u>)	第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができる。 (<u>身体的拘束等の禁止</u>)
第78条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の<u>身体的拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (管理者による管理)	第78条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の<u>身体的拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (管理者による管理)
第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス<u>若しくは</u>指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス<u>又は</u>指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>当該共同生活</u>住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等) 第83条 (略)	(協力医療機関等) 第83条 (略)
2	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
	(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
	(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
3	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。
4	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
5	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
6	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医

療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合には、再び当該指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。	7 指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関	2 指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。
8 指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 （記録の整備） 第85条（略） 2 （略） （1）（略） （2）第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3）第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （4）次条において準用する第24条の規定による町への通知に係る記録 （5）次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 （6）次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	3 指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 （記録の整備） 第85条（略） 2 （略） （1）（略） （2）第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3）第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （4）次条において準用する第24条に規定する町への通知に係る記録 （5）次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 （6）次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	2 指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携及び協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。 3 指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 （記録の整備） 第85条（略） 2 （略） （1）（略） （2）第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3）第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （4）次条において準用する第24条に規定する町への通知に係る記録 （5）次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 （6）次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略) (準用)	(7) (略) (準用)
第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）第56条、第59条及び第61条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規定（第80条に規定する重要事項に関する規定をいう。第32条第1項において同じ。）」同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条、第28条の2第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (電磁的記録等)	第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規定（第80条に規定する重要事項に関する規定をいう。第32条第1項において同じ。）」同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条、第28条の2第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。 (電磁的記録等)
第91条 指定地域密着型介護予防サービスマニヤ者及び指定地域密着型介護予防サービスマニヤの提供に当たっては、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができている情報）が行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む）	第91条 指定地域密着型介護予防サービスマニヤ者及び指定地域密着型介護予防サービスマニヤの提供に当たっては、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができている情報）が行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む）

む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)について では、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録	む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)について では、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 (電子的方式、磁気 的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作 られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの をいう。)
により行うことができる。	により行うことができる。
2 (略)	2 (略)

■議案第26号 四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、引用法令の条項ずれが生じたことから、これを整理するため条例を改正するものです。

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

改正後	改正前
（請求又は要求による監査） 第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。	（請求又は要求による監査） 第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。

【根拠法令】

地方自治法（改正後）抜粋

（職員の賠償責任） 第243条の2の8 （略） 2 （略） 3 普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。 4～14 （略）
--

■議案第27号 四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正に伴い、引用法令の条項ずれが生じたことから、これを整理するため条例を改正するものです。

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の本町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第2条 町長等の本町に対する損害を賠償する責任は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該町長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。 （1）～（4） （略）	（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の本町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第2条 町長等の本町に対する損害を賠償する責任は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該町長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。 （1）～（4） （略）

【根拠法令】

地方自治法（改正後）抜粋

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）

第 243 条の 2 の 7 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2～3 （略）

第 243 条の 2 の 8 については、議案第 26 号と同じ

地方自治法施行令（改正後）抜粋

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）

第 173 条の 4 地方自治法第 243 条の 2 の 7 第 1 項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 地方警務官（警察法第 56 条第 1 項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第 243 条の 2 の 7 第 1 項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第 203 条の 2 第 1 項又は第 204 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第 1 号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 普通地方公共団体の長 6

ロ 副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4

ハ 人事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、労働委員会の委員、農業委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 2

ニ 普通地方公共団体の職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる普通地方公共団体の職員を除く。） 1

（2） 地方警務官 （略）

2～4 （略）

■議案第28号 四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について

【要旨】

オートキャンプ場ウェル花夢は、自然豊かな環境の中にあるキャンプ場として、中四国や関西圏から多くの観光客が訪れていますが、近年四万十川流域に多くのキャンプ場が整備され、近隣施設と競合する状況が続いており、オートキャンプ場として独自色を出すなどさらに魅力化を図る必要があります。

このため、自然の中で気軽にアウトドアを楽しみたい若者や子ども連れのファミリーなど新しい客層の獲得を目指し、ドームハウス型のグランピング施設を3基整備しています。

その利用料金を定めるため、条例の一部を改正するものです。

【改正内容】

グランピング施設の利用料金について、類似施設の利用料金等を調査したうえで比較検討し、利用料金の基準額を次表のとおり定めます。

施設区分		利用単位	基準額	備考	改定前の額
オートキャンプ場	Aサイト（電源設備あり）	1区画1泊	5,000円		5,000円
	Bサイト（電源設備なし）	1区画1泊	4,000円		4,000円
	広場サイト	1区画1泊	3,000円		3,000円
	各サイト一時使用	1区画6時間まで	2,000円	デイキャンプ等	2,000円
	サウナ	1人1回	1,000円		1,000円
	附属設備		設備の種類又は品目ごとに規則で定める額		
ケビン		1棟1泊	16,000円	1棟4人まで	16,000円
			2,000円	追加1人につき	2,000円
グランピング施設		1棟1泊	15,000円	1棟4人まで	—
調理施設		4時間まで	1,000円		1,000円

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

改正後				改正前			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
施設区分	利用単位	基準額	備考	施設区分	利用単位	基準額	備考
(略)				(略)			
ケビン	1棟1泊	16,000円	1棟4人まで	ケビン	1棟1泊	16,000円	1棟4人まで
		2,000円	追加1人につき			2,000円	追加1人につき
<u>グランピング施設</u>	<u>1棟1泊</u>	<u>15,000円</u>	<u>1棟4人まで</u>				
調理施設	4時間まで	1,000円		調理施設	4時間まで	1,000円	



【参考】 平日 12,000 円 休日及び休日前夜 15,000 円



■議案第29号 四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について

【要旨】

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例は、「三島キャンプ場」「昭和ふるさと交流センター」「ライダーズイン四万十」の3施設の設置管理について定めており、今回の一部改正は、今春リニューアルオープン予定の三島キャンプ場の新たな設備等の利用料金を定めるとともに、各施設の設備等の利用料金を、近年の情勢に沿ったものに変更するものです。

【改正内容】

① 三島キャンプ場

三島キャンプ場は、本年度において、老朽化の著しいトイレなどの建て替えと、需要の高いテントサイト及び交流機能の充実を図ることを目的としたビジターセンターを新たに整備しており、今回これらの利用料金を定めるとともに、一部改修をおこなったバンガローの利用料金につきましては類似施設を参考に見直すものです。

施設名	附属する設備 又は備品等	利用単位	基準額	改定前	
				利用単位	基準額
三島キャンプ場	バンガロー	1棟1泊 追加料金 (1人増すごとに)	1人 3,000円 2人 5,000円 (小中学生上記金額より 1人500円引) 就学前幼児 無料 1,000円 (小中学生 500円)	1回(24時間 以内3人まで) 追加料金(1 人増すごと に)	3,000円 1,000円 (小学生以下500 円)
	テントサイト	1区画1泊 1区画6時間以内	4,000円 2,000円	—	—
	ビジターセンター(調理施設)	2時間以内 追加料金(1 時間増すご とに)	1,000円 500円	—	—
	キャンプ用品 その他の備品	1個1泊 1個6時間 以内	2,000円 1,000円	—	—
	温水シャワー	1回	100円	—	—

② 昭和ふるさと交流センター

昭和ふるさと交流センターは、四万十川沿いの約 12,000 m²にわたる芝生のテントサイトが魅力の施設であり、カヌーやラフティングなどのアクティビティの提供も行っている施設です。

今回、近年の物価高騰による維持管理費の上昇に伴いテントサイトの利用料金を値上げするとともに、ボートの利用料金は民間事業者が行うラフティング事業を参考に、指定管理者が同乗して行うガイド料も含めた利用料金に見直すものです。

施設名	附属する設備 又は備品等		利用単位	基準額	改定前		
					附属する設備 又は備品等	利用単位	基準額
昭和ふるさと交流センター	カヌー	1 人用	1 回（4 時間以内）	2,000 円	カヌー	1 回（4 時間以内）	2,000 円
		2 人用	1 回（4 時間以内）	3,000 円			
	ボート（ガイド料含）		1 人（4 時間以内）	6,000 円	ボート	4 人乗り	1 回（4 時間以内） 4,000 円
						6 人乗り	1 回（4 時間以内） 5,000 円
	自転車		1 回（2 時間以内）	300 円	自転車	1 回（2 時間以内）	300 円
			追加料金（1 時間増すごとに）	100 円			
	テントサイト（フリーサイト）		1 人 1 泊	1,000 円 （小中学生 500 円） 就学前幼児 無料	キャンプサイト	1 泊 1 人	480 円 （小中学生 190 円） 就学前幼児 無料
			1 人 6 時間以内	500 円 （小中学生 250 円） 就学前幼児 無料			

③ ライダーズイン四万十

ライダーズイン四万十は、四万十川と山に囲まれ、鳥のさえずりに満ちた自然環境が抜群の宿泊施設です。ライダーをメインターゲットにした施設ですが、近年ではア

ユ釣りを目的とした方や家族連れにもご利用いただいています。

今回、宿泊棟の料金に小中学生の割引と就学前幼児無料化を規定することにより、更なる利用者の増加を目指すものです。

施設名	附属する設備 又は備品等	利用単位	基準額	改定前	
				利用単位	基準額
ライダーズ イン四万十	宿泊棟	1室1泊	1人 3,000円 2人 5,000円 (小中学生上記金額より 1人 500円引) 就学前幼児 無料	1泊1室	1人 3,000円 2人 5,000円 3人 6,000円 4人 8,000円
		追加料金 (1人増すごとに)	1,000円 (小中学生 500円)		

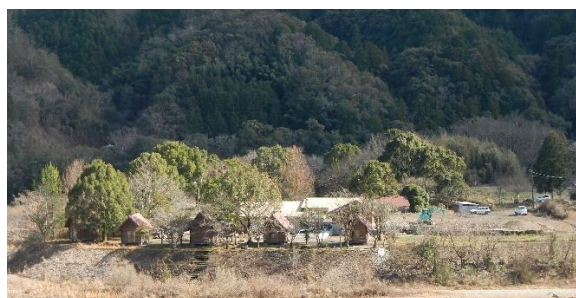
【施行期日】

令和6年3月25日

【新旧対照表】

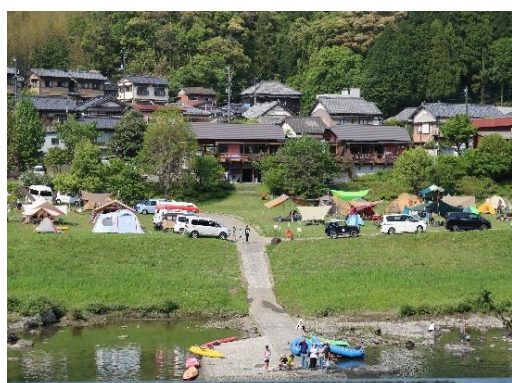
別紙のとおり

■三島キャンプ場



※テントサイトについては3月中旬完成予定です。

■昭和ふるさと交流センター



■ライダーズイン四万十



四万十町昭和ふさと交流センター等条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
施設名	附属する設備 又は備品等	利用単位	基準額		施設名	附属する設備 又は備品等	利用単位	基準額	
三島ギャンプ場	バンガロー	1棟1泊	1人 3,000円 2人 5,000円 (小中学生上記金額より1人500円引)		三島ギャンプ場	バンガロー	1回（24時間以内3人まで）	3,000円	
		追加料金（1人増すごとに）	1,000円 (小中学生 500円)				追加料金（1人増すごとに）	1,000円 (小学生以下 500円)	
		1回（4時間以内）	5,000円				1回（4時間以内）	5,000円	
		1区画1泊	4,000円						
		1区画6時間以内	2,000円						
		2時間以内	1,000円						
		追加料金（1時間増すごとに）	500円						
		1個1泊	2,000円						
		1個6時間以内	1,000円						
		1回	100円						
昭和ふさと交流センター	温水シャワー	1人用	2,000円		ふさと交流センター	カヌー	1回（4時間以内）	2,000円	
		2人用	3,000円						
		1人（4時間以内）	6,000円						
		ボート（ガイド料金含）				ボート	4人乗り	4,000円	
							6人乗り	5,000円	

改正後				改正前			
	自転車	1回（2時間以内） 追加料金（1時間増 すごとに）	300円 100円		自転車	1回（2時間以内） 追加料金（2時間を 超え1時間ごとに）	300円 100円
	テントサイト （フリーサイ ト）	1人1泊 1人6時間以内	1,000円 （小中学生 500円） 就学前幼児 無料 500円 （小中学生 250円） 就学前幼児 無料		キャンプサイ ト	1泊1人	480円 （小中学生 190円） 就学前幼児 無料
	交流室	1か月	12,760円	ライダ ーズイ ン四万 十	交流室	1か月	12,760円
	宿泊棟	1室1泊 追加料金（1人増す ごとに）	1人 3,000円 2人 5,000円 （小中学生上記金額よ り1人500円引） 就学前幼児 無料 1,000円 （小中学生 500円）		宿泊棟	1泊1室	1人 3,000円 2人 5,000円 3人 6,000円 4人 8,000円
	サウナ	1人1回	1,000円		サウナ	1人1回	1,000円
	ベッド	1床	190円		ベッド	1床	190円
	布団	1組	480円		布団	1組	480円
	寝袋	1袋	100円		寝袋	1袋	100円
	洗濯機	1回	190円		洗濯機	1回	190円
	乾燥機	1回	100円		乾燥機	1回	100円

■議案第30号 四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例
について

【要旨】

令和3年7月に開所した家地川地域活性化拠点施設は、集落活動センターと簡易宿泊施設を併設しており、簡易宿泊施設については、その使用料を短期一人 3,500 円/泊（税込）、長期一人 20,000 円/月（税込）に設定して運営しています。

今回の一部改正は、近年の物価高騰の影響により、運営費用が増加傾向にあることから、今後の経営安定化を図るため、簡易宿泊施設としてのサービスに見合った利用しやすい料金設定も考慮しつつ、使用料を変更するものです。

【改正の内容】

簡易宿泊施設の長期滞在を1室につき月額 36,400 円に、短期滞在を1人1泊につき 3,700 円に改めます。

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

改正後			改正前		
別表第1（第11条関係）			別表第1（第11条関係）		
(略)			(略)		
簡易宿泊 施設	長期滞在	<u>1室</u> につき月額 <u>36,400円</u>	簡易宿泊 施設	長期滞在	<u>1人</u> につき月額 <u>18,200円</u>
	短期滞在	1人1泊につき <u>3,700円</u>		短期滞在	1人1泊につき <u>3,200円</u>
(略)			(略)		

■議案第31号 四万十町志和漁港条例の一部を改正する条例について

【要旨】

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）の施行による漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の一部改正に伴い、法律の題名が改められることから、条例を改正するものです。

【改正の内容】

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改めます。

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> （昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、四万十町が管理する志和漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、 <u>漁港漁場整備法</u> （昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、四万十町が管理する志和漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

■議案第32号 四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について

【要旨】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第10条第1項に、保護命令として接近禁止命令と退去命令が規定されていましたが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）の施行により、法第10条第1項と第10条の2に分けて規定されることとなりましたので、所要の条例改正を行うものです。

【改正内容】

第6条第2項第8号イに、又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）を追加します。

【施行期日】

令和6年4月1日

【新旧対照表】

改正後	改正前
（入居者の資格） 第6条（略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては、前項第2号及び第3号に掲げる要件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 （1）～（7）（略） （8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）でア又はイのいずれかに該当するもの ア（略）	（入居者の資格） 第6条（略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては、前項第2号及び第3号に掲げる要件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 （1）～（7）（略） （8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）でア又はイのいずれかに該当するもの ア（略）

改正後	改正前
イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項 <u>又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）</u> の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
3 （略）	3 （略）

【参考法令】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（改正後） 抜粋

（接近禁止命令等）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第3号及び第4号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第2号から第4号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2～6 （略）

（退去等命令）

第10条の2 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第22号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

■議案第33号 四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例について

【要旨】

改良住宅改築工事に伴い住宅の建設年度等が変更となったため、本条例の改正を行うものです。

【改正内容】

奥内第1、奥内第2、奥内第3団地及び八木第1団地の構造並びに八木第2団地の建設年度、構造及び一戸当の床面積を改正します。

【新旧対照表】

改正後					改正前				
(名称及び位置)					(名称及び位置)				
第3条 住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。					第3条 住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。				
名称	建設年度	構造	床面積／一戸当	設置場所	名称	建設年度	構造	床面積／一戸当	設置場所
奥内第1団地	令和元年	<u>木造</u> <u>平屋建</u>	69.55㎡	四万十町大井川957番地4	奥内第1団地	令和元年	<u>木造</u>	69.55㎡	四万十町大井川957番地4
奥内第2団地	令和2年	<u>木造</u> <u>平屋建</u>	55.45～69.55㎡	四万十町大井川1399番地1	奥内第2団地	令和2年	<u>木造</u>	55.45～69.55㎡	四万十町大井川1399番地1
奥内第3団地	令和3年	<u>木造</u> <u>平屋建</u>	69.56㎡	四万十町大井川1422番地1	奥内第3団地	令和3年	<u>木造</u>	69.56㎡	四万十町大井川1422番地1
八木第1団地	令和4年	<u>木造</u> <u>平屋建</u>	57.84～71.38㎡	四万十町大井川1841番地3	八木第1団地	令和4年	<u>木造</u>	57.84～71.38㎡	四万十町大井川1841番地3
八木第2団地	<u>令和5年</u>	<u>木造</u> <u>平屋建</u>	<u>71.38㎡</u>	四万十町大井川1782番地1	八木第2団地	<u>昭和51年</u>	<u>簡易耐火</u> <u>二階建</u>	<u>66.3～81.3㎡</u>	四万十町大井川1782番地1

■議案第34号 四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について

【要旨】

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものです。

【主な改正内容】

- ・題名を「四万十町子ども・子育て会議条例」とします。
- ・「法第77条第1項」を「法第72条第1項」に改めます。（第1条及び第2条）
- ・組織について改めます。（第3条）
- ・会議の庶務について、「町民課」を「生涯学習課」に改めます。（第7条）
- ・字句の修正等を行います。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

子ども・子育て支援法 抜粋

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- （1） 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- （2） 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。
- （3） 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- （4） 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2～5 （略）

四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
四万十町子ども・子育て会議条例 (設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、四万十町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。 (所掌事項) 第2条 会議は、法<u>第72条第1項</u>各号に掲げる事務を処理するものとする。 2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長及び教育長に意見を述べることができる。 (組織) 第3条 会議は、次に掲げる者の<u>うちから</u>、町長が委嘱し、又は任命する委員<u>13人以内をもって組織</u>する。 (1) 子どもの保護者 (2) <u>子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</u> (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 <u>(4) その他町長が適当と認める者</u> (委員の任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。<u>ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 <u>委員が委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞職したものとみなす。</u>	四万十町子ども・子育て会議設置条例 (設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、四万十町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。 (所掌事項) 第2条 会議は、法<u>第77条第1項</u>各号に掲げる事務を処理するものとする。 2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長及び教育長に意見を述べることができる。 (組織) 第3条 会議は、次に掲げる者の<u>中から</u>、町長が委嘱し、又は任命する委員<u>13名以内をもって構成</u>する。 (1) 子どもの保護者 <u>2名以内</u> (2) <u>放課後児童クラブ及び、放課後子ども教室の関係者 2名以内</u> (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 <u>2名以内</u> <u>(4) 町の職員 4名以内</u> <u>(5) その他町長が適当と認める者 3名以内</u> (委員の任期) 第4条 委員の任期は、2年とし、<u>再任を妨げないものとする。</u> 2 <u>委嘱の委員が欠けた場合は、必要に応じて補欠委員を選任し、その任期は、前任者の残任期間とする。</u>

改正後	改正前
<u>3 委員は、再任されることができ</u>る。 (会長及び副会長) 第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の<u>互選によりこれを定め</u>る。 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に<u>委員以外の者</u>の出席を求め、意見を聴くことができる。 5 <u>会議に、部会</u>を置くことができる。 (庶務) 第7条 会議の庶務は、<u>生涯学習課</u>において処理する。 (その他) 第8条 この<u>条例</u>に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。	(会長及び副会長) 第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の<u>中から互選する</u>。 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に<u>関係者</u>の出席を求め、意見を聴くことができる。 5 <u>この会議のもとに作業部会</u>を置くことができる。 (庶務) 第7条 会議の庶務は、<u>町民課</u>において処理する。 (その他) 第8条 この<u>規則</u>に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

■議案第35号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【要旨】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省第61号）の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものです。

【主な改正の内容】

- ・安全の確保に関する規定の追加として、第8条の2に安全計画の策定等に関する規定を追加し、第15条に「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」を追加します。
- ・民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことから、本町においてもこれに準じ、第14条を削除します。
- ・関係省庁から子ども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴い、児童福祉法その他の福祉に関する法律において、厚生労働省等の所管となっている事項が内閣府に移管されたことにより、第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改正します。
- ・第50条に電磁的記録について規定します。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 抜粋

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前

項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 10 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第 13 条 削除

(衛生管理等)

第 14 条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3～5 (略)

(保育の内容)

第 25 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

第 6 章 雑則

(電磁的記録)

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
目次 <u>第 6 章 雑則（第50条）</u> <u>（安全計画の策定等）</u> <u>第 8 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u> <u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>第14条 削除</u>	目次 <u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u> <u>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u>

改正後	改正前
(保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 <u>第6章 雑則</u> <u>(電磁的記録)</u> 第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	(保育の内容) 第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

■議案第36号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等が施行されたことに伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）や子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等が改正され、また、市町村が条例を定めるに当たり従うべき基準とされている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」といいます。）も改正されたことから、所要の改正を行うものです。

【主な改正内容】

- ・関係省庁から子ども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴い、児童福祉法その他の福祉に関する法律において、厚生労働省等の所管となっている事項が内閣府に移管されたことにより、第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。（第16条第1項第4号）
- ・民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことから、本町においてもこれに準じ、懲戒に係る権限の乱用禁止規定を削除します。（第27条）
- ・基準府令第42条第1項第3号を適用しないことができる場合として、児童福祉法第24条第3項を同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を明記します。（第43条第4項）
- ・保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について、また、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定します。（第54条）
- ・条ずれへの対応や字句の修正等を行います。（第5条第2項他）

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【参考法令等】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 抜粋

(特定教育・保育施設等との連携)

第 42 条 (略)

2・3 (略)

4 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市町村長が、児童福祉法第 24 条第 3 項(同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) (略)

5～9 (略)

(準用)

第 50 条 第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。)」について」と、第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費(法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第 62 条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・

保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

（１） 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

３ 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

４ 特定教育・保育施設等は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（１） 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

（２） ファイルへの記録の方式

５ 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

６ 第２項から第５項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、第５項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この府令の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

第3条 (略)

2～9 (略)

10 都道府県知事又は指定都市等の長は、当該都道府県又は指定都市等が設置する施設のうち、第1項又は第3項の当該都道府県又は指定都市等の条例で定める要件に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。

11 (略)

(支給要件)

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

- (1) 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- (2) 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- (3) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前
目次	目次	
第4章 雑則 (第54条)		
第5条 (略)	第5条 (略)	
2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
(1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分	(1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分	(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
(2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分	(2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分	(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (内容及び手続の説明及び同意)	(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (内容及び手続の説明及び同意)	(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分の区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (内容及び手続の説明及び同意)
第6条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	第6条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	第6条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
		2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、

改正後	改正前
	前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> <u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u> (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

改正後	改正前
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込を受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設	4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込を受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設

改正後	改正前
者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。	設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4・5 （略） （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第8条 （略）	3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4・5 （略） （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第8条 （略）
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （受験資格等の確認） 第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （受験資格等の確認） 第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場

改正後	改正前
合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、支給認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子ども区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確かめるものとする。 第10条～15条（略） （特定教育・保育の取扱方針） 第16条（略） （1）（略） （2）認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 （3）幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。） （4）保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針 2（略） （運営規程） 第21条（略） （1）～（3）（略） （4）特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学	合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、支給認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確かめるものとする。 第10条～15条（略） （特定教育・保育の取扱方針） 第16条（略） （1）（略） （2）認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 （3）幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。） （4）保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針 2（略） （運営規程） 第21条（略） （1）～（3）（略） （4）特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げ

改正後	改正前
校就学前子どもに区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日 (5)～ (11) (略)	る小学校就学前子どもに区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日 (5)～ (11) (略)
第27条 <u>削除</u> (特別利用保育の基準) 第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第3項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には	第27条 特定教育・保育施設（<u>幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> (特別利用保育の基準) 第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には

改正後	改正前
特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。 （特別利用教育の基準） 第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。 （特別利用教育の基準） 第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

改正後	改正前
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子ども数</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」とする。 (利用定員) 第38条 (略)	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」とする。 (利用定員) 第38条 (略)
2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所については、四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する	2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所については、四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する

改正後	改正前
就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設け、事業主団体に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとし、及びその他の小学校就学前子どもと定める法第19条第3号）に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 （内容及び手続の説明及び同意） 第39条（略）	小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設け、事業主団体に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとし、及びその他の小学校就学前子どもと定める法第19条第3号）に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 （内容及び手続の説明及び同意） 第39条（略）
（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第40条（略）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第40条（略）
2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用でき	2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用でき

改正後	改正前
う、選考するものとする。 3・4 (略) (特定教育・保育施設等との連携) 第43条 (略) (1)・(2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～3 (略) 4 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) (略)	きるよう、選考するものとする。 3・4 (略) (特定教育・保育施設等との連携) 第43条 (略) (1)・(2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～3 (略) 4 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) (略)

改正後	改正前
5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。 (1) ・ (2) (略) 6 ～ 9 (略) 第44条 (略) (特定地域型保育の取扱方針) 第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 第46条 ～ 48条 (略) (定員の遵守) 第49条 特定地域型保育事業者は、<u>利用定員を超えて</u>特定地域型保育を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 第50条 (略) (準用) 第51条 第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで、<u>第24条から第26条まで及び第28条から第34条までの</u>	5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。 (1) ・ (2) (略) 6 ～ 9 (略) 第44条 (略) (特定地域型保育の取扱方針) 第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 第46条 ～ 48条 (略) (定員の遵守) 第49条 特定地域型保育事業者は、<u>利用定員の定員を超えて</u>特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 第50条 (略) (準用) 第51条 第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで<u>及び第24条から第34条までの</u>規定は、特定地域型保育

改正後	改正前
規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。	事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「<u>特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）</u>とあるのは「<u>特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第20条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第20条において同じ。）</u>と、「<u>施設型給付費の</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、同条第2項中「<u>特定教育・保育に</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育に</u>」と、「<u>特定教育・保育の</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育の</u>」と、「<u>特定教育・保育提供証明書</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育提供証明書</u>」と、第20条中「<u>特定教育・保育を</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育を</u>」と、「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、第24条中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第47条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程</u>」と読み替えるものとする。
(特別利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保	(特別利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保

改正後	改正前
の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲	育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲

改正後	改正前
もに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)と、「同号」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の程度及び家族等の状況を勘案し、保育の必要の程度が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優るよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項」と、同条第4項中「前3項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。	ける小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)と、「同号」とあるのは「<u>同項第3号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優るよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前2項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「掲げる費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。
(特定利用地域型保育の基準)	(特定利用地域型保育の基準)
第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育の認可基準を遵守しなければならない。	第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び

改正後	改正前
特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定こども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものを除く。）に要する費用」とする。	も及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定こども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものを除く。）に要する費用」とする。
第4章 雑則 (電磁的記録等) 第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって	

改正後	改正前
認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	

改正後	改正前
イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの (2) ファイルへの記録の方法 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前	

改正後	改正前
項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提供した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。	

■議案第37号 四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例について

【要旨】

令和5年6月9日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」といいます。）第1条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）が改正されました。

この改正により、番号法別表第2が削られ、これに伴い情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の照会・提供を行う事務及び特定個人情報のことを、それぞれ「特定個人番号利用事務」、「利用特定個人情報」という用語で表記されることとなりましたので、所要の条例改正を行うものです。

【改正の内容】

第2条で「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」を規定します。

第4条第3項で番号法別表第2を引用している字句について改めます。

【新旧対照表】

改正後	改正前
(定義) 第2条 (略) (1)～(5) (略) <u>(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第4条 (略) 2 (略) 3 町長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受ける場合は、この限りでない。 4 (略)	(定義) 第2条 (略) (1)～(5) (略) (個人番号の利用範囲) 第4条 (略) 2 (略) 3 町長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受ける場合は、この限りでない。 4 (略)

【施行期日】

改正法施行の日

【参考法令】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（改正後）抜粋

（特定個人情報提供の制限）

第19条 （略）

（1）～（7） （略）

（8） 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（準法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。）のうち特定個人番号利用事務（同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、特定個人番号利用事務を処理するために、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、当該利用特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

（9）～（17） （略）

■議案第38号 四万十町ケーブルネットワーク施設に係る指定管理者の指定について

【要旨】

ケーブルネットワーク施設は、地上波テレビ放送の難視聴対策に加えて、情報施設を利用した積極的な行政情報の共有化、地域に密着した情報提供及び災害等の緊急時における迅速かつ的確な情報伝達を図り、もって地域社会の協働のまちづくりに資することを目的に設置したものです。

当該施設は、平成31年4月1日から公益財団法人四万十公社が指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、令和6年3月31日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号。以下「指定手続条例」といいます。）第5条の規定により指定管理者の候補者として公益財団法人四万十公社を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町香月が丘8番102号 四万十町ケーブルネットワーク施設
指定管理者	四万十町香月が丘8番102号 公益財団法人四万十公社 理事長 田邊 聖
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

【公募によらず選定した理由】

2月22日に開催した四万十町指定管理者選定委員会において、「情報施設を利用した積極的な行政情報の共有化」、「地域に密着した情報提供及び災害等の緊急時における迅速かつ的確な情報伝達を図り、もって地域社会の協働のまちづくりに資すること」等の観点から総合的に判断した結果、指定手続条例第5条第1項の規定により公募によらず同候補者を選定したものです。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

四万十町ケーブルネットワーク条例（平成 20 年四万十町条例第 24 号）抜粋

（業務内容）

第 5 条 業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）登録有線一般放送の放送番組の提供に関する業務
- （2）町及び公的機関の情報の提供に関する業務
- （3）災害等の緊急情報の提供に関する業務
- （4）町民が自主的に取り組む映像制作の支援及び表現機会の提供に関する業務
- （5）番組制作に係る取材、編集及び収録並びに番組映像の保管と公開に関する業務
- （6）テレビ及びラジオ放送の再送信に関する業務
- （7）ケーブルインターネットサービス等の通信に関する業務
- （8）広告放送に関する業務
- （9）情報施設の利用の承認、休止、停止等に関する業務
- （10）情報施設の加入に係る加入金及び利用に係る使用料等の徴収に関する業務
- （11）情報施設の維持及び管理に関する業務
- （12）事業の広報、宣伝及び利用促進に関する業務
- （13）放送番組審議機関の組織及び運営に関する業務
- （14）その他町長が必要と認める業務

（指定管理者による管理）

第 6 条 情報施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も有効かつ効率的に運用しなければならない。

2 町長は、情報施設の効率的な運用を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に情報施設の管理を行わせることができる。

3 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 52 号）の定める手續により行うものとする。

4 指定管理者が行う業務の範囲は、前条に掲げるとおりとする。ただし、町長のみの権限に属する事務に係る業務は除く。

5・6 （略）

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第5条 町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共的団体等（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第3条各号に掲げる書類に基づいて、当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし、総合的に判断を行うものとする。

■議案第39号 四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について

【要旨】

家地川地域活性化拠点施設は、平成 23 年に閉校となった旧家地川小学校を活用して、地域住民と都市住民との交流を促進し、持続的な地域の発展に寄与することを目的に設置したものです。

当該施設は、令和 3 年 7 月 1 日から四万十オルモ組合が指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、令和 6 年 3 月 31 日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 52 号。以下「指定手続条例」といいます。）第 5 条の規定により指定管理者の候補者として四万十オルモ組合を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定をするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町家地川 689 番地 3 家地川地域活性化拠点施設
指 定 管 理 者	四万十町家地川 689 番地 3 四万十オルモ組合 会長 榎野 章
指 定 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

2 月 22 日に開催した四万十町指定管理者選定委員会において、「地域住民と都市住民との交流を促進」、「持続的な地域の発展に寄与すること」等の観点から総合的に判断した結果、指定手続条例第 5 条第 1 項の規定により公募によらず同候補者を選定したものです。

なお、当初計画では、令和 6 年度から施設全体を指定管理する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響等で積極的な利用促進に取り組めていないことや、運営体制の強化を図るため、施設全体の指定管理方式への移行を 1 年間延期して令和 7 年度からとすることとし、これまでと同様に施設の簡易宿泊施設を除く部分を指定管理業務とし、施設の簡易宿泊施設の運営に係る業務については、四万十町家地川地域活性化拠点施設条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、引き続き町の直営（業務委託を含む。）とします。

【根拠法令】

地方自治法 議案第 38 号と同じ

四万十町家地川地域活性化拠点施設条例（令和 3 年四万十町条例第 1 号）抜粋

（事業）

第 3 条 拠点施設においては、次に掲げる事業を行う。

- （１） 拠点施設の使用に関すること。
- （２） 地域住民と都市住民との交流に係る情報の発信及び提供に関すること。
- （３） 地域住民と都市住民との交流を行うものの支援に関すること。
- （４） 地域コミュニティの維持及び強化に関すること。
- （５） その他持続的な地域の発展に関し町長が必要と認める事業
（指定管理者による管理）

第 4 条 拠点施設の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- （１） 第 3 条各号に掲げる事業に関する業務
- （２） 拠点施設の使用の許可に関する業務
- （３） 拠点施設の利用料金の収受に関する業務
- （４） 拠点施設の使用の取消し、停止又は制限に関する業務
- （５） 拠点施設の施設、附帯設備その他の設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- （６） その他拠点施設の管理に関し町長が必要と認める業務

2 前項の規定にかかわらず、簡易宿泊施設の運営に係る業務は、町長が行うものとする。

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 議案第 38 号と同じ

